



兵庫県

郵送型入札方式

令和7年度 第3回 一般競争入札（県有地売却） 実施のお知らせ

【申込受付期間】

令和7年11月7日(金)～12月5日(金)
(午前9時～午後5時)

- この入札に参加するには、事前に申込みが必要です。
- 入札に参加を希望される方は、このお知らせをよくお読みいただきとともに、現地及び物件の利用等に係る諸規制について調査確認を行ったうえで、ご参加ください。
- いずれの物件も税金等滞納による差押物件等でなく、従前に県有の施設として利用していたものが廃止され、未利用となったものです。

兵庫県 総務部 職員局 管財課 財産管理班

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁2号館

TEL 078-362-3111(直通:財産管理班)

https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk30/pa10_000000015.html



目 次

	頁
◎ 令和7年度 第3回一般競争入札物件一覧	1
◎ 入札参加申込みから物件引渡しまでの流れ	2
1 入札参加申込方法等	3
2 入札保証金の納付	5
3 入札（郵送型入札方式）	6
4 開札	8
5 契約の締結	8
6 売買代金の支払い	10
7 所有権の移転、物件の引渡し等	10
8 用途の制限	10
9 その他	10
◎ 県有財産売買契約書（案）	12
◎ 一般競争入札参加申込書兼受付書	16
◎ 誓約書（暴力団排除条例に関するもの）	17
◎ 役員一覧表	18
◎ 代表者選任届	19
◎ 入札書	20
◎ 入札保証金振込先依頼書	21
◎ 入札書送付用封筒 宛名記入例	22
◎ 入札チェックシート	23
◎ 物件調書・案内図・明細図・建物図面等	24

令和7年度 第3回一般競争入札物件一覧

物件番号	所在地	地目	実測面積 (m ²)	最低売却価格(円)	現地見学	① 申込書受付期間 ② 入札書受付期間 ③ 開札日時 場所	頁
13	姫路市夢前町前之庄字荒神山30番193	宅地	192.04	非公表	有		25
14	姫路市香寺町溝口字東谷386番34	宅地	157.69	2,466,000	有		31
15	たつの市揖西町中垣内字岩神甲535番	宅地	1,554.27	600,000	有	① 申込書受付期間 令和7年11月7日(金) ～ 令和7年12月5日(金)	36
16	豊岡市日高町鶴岡字大塚414番3	宅地	654.77	1,200,000	有	② 入札書受付期 令和7年12月8日(月) ～ 令和8年1月8日(木)	42
17	丹波市柏原町柏原字三味ノ下3352番4	宅地	703.43	2,930,000	有	③ 開札日時 場所 令和8年1月13日(火) 14時から順次 兵庫県庁2号館 管財課	48
18	淡路市生穂字川尻1774番8, 1774番9	宅地	683.65	2,000,000	有		54
19	南あわじ市広田広田字成福寺原683番25, 683番26	宅地	376.69	非公表	有		59

※最低売却価格は、初回の入札時は非公表です。入札不調のとき次回から価格公表した入札となります。

入札参加申込みから物件引渡しまでの流れ

(主な頁)

1 申込受付期間 令和7年11月7日(金)から令和7年12月5日(金)まで P3~5

- ・ 兵庫県総務部職員局 管財課 財産管理班に、
申込書類を郵送（一般書留または簡易書留）ください。（持参可）
- ・ 郵送の場合は、上記期間内に到着したものに限ります。

2 入札保証金の 納付 申込受付後、所定の振込用紙で入札保証金の振込 P5~6

郵送型入札方式

3 入札書の提出 令和7年12月8日(月)から令和8年1月8日(木)まで P6~7

- ・ 入札書と入札保証金納付書（支払済み書類のコピー）を
郵送（一般書留または簡易書留）ください。【持参可】
- ・ 郵送の場合は、上記期間内に到着したものに限ります。

4 開札及び結果の 通知 令和8年1月13日(火)開札 P8

- ・ 兵庫県庁管財課にて開札【入札参加者の入場はお断りします】
- ・ 入札者には文書で結果を通知します。

5 契約保証金入金 及び契約の締結 令和8年2月6日(金)まで P8~9

6 売買代金の 支払期限 令和8年3月13日(金)まで P10

7 物件の登記 売買代金の納入を確認した後、県において土地の登記申請 P10

物件の引渡し 登記完了後、現地にて引渡し P10

1 入札参加申込方法等

(1) 申込書類の配布期間

令和7年11月7日(金)から令和7年12月5日(金)まで
配布時間は午前9時から午後5時までです。
なお、土曜日、日曜日及び祝日は配布しておりません。

(2) 申込書類の配布場所

兵庫県総務部職員局 管財課 財産管理班
(神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁2号館)
インターネットからもダウンロードできます。
https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk30/pa10_000000015.html

(3) 申込資格

申込みは、個人、法人を問わず、どなたでもできます。
ただし、次に該当する方は申込みできません。

[申込みのできない方]

- ① 成年被後見人
- ② 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ③ 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ④ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
- ⑤ 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ⑥ 破産者で復権を得ない者
- ⑦ 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者
　　その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用者についても、また同様とします。
 - ア 競争入札またはせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者または公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合した者
 - イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
 - ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - エ ア～ウのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ⑧ 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

- ⑨ 売払い物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者
- ⑩ 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員もしくは構成員

(4) 申込方法

- ① 申込受付期間

令和7年1月7日(金)から令和7年1月5日(金)まで

受付時間は午前9時から午後5時までです。

なお、土曜日、日曜日及び祝日の受付は行いません。

上記期間内に下記申込先で受付完了したものに限ります。

郵送の場合は、一般書留又は簡易書留により送付してください。

- ② 申込先（問い合わせ先）

〒650-8567（県庁専用郵便番号、住所記載不要）

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号（兵庫県庁2号館）

兵庫県総務部職員局 管財課 財産管理班

TEL 078-362-3111（直通：財産管理班）

- ③ 提出書類

ア 一般競争入札参加申込書兼受付書 (16ページ)

イ 誓約書 (17ページ)

ウ 印鑑登録証明書 (法人の場合は印鑑証明書)

※ 証明書類は開札日の3か月以内に発行されたものを用意ください。

エ 役員一覧表 (法人の場合のみ。18ページ)

オ 代表者選任届 (共有での取得を希望される場合のみ。19ページ)

- ④ 申込みに当たっての留意事項

ア 申込みの取り下げは、受付期間内に限って行うことができます。

イ 申込みがないと、入札に参加できません。

ウ 複数の物件の入札を希望される場合は、物件ごとに一般競争入札参加申込書兼受付書を提出してください (添付書類（誓約書、印鑑登録証明書及び役員一覧表）は原本1部で結構です。)

エ 落札後の売買契約及び所有権移転登記は、入札参加申込書に記載された名義でしか行えませんので、共有での取得を希望される場合は、共有者全員の連名で申し込んでください (共有者全員の添付書類を添えてください。)

オ 共有で申し込まれる場合は、代表者（共有者を代表して、この入札に関する一切の事務を行う者）を選任してください。 (19ページ)

(5) 県は、契約の相手方が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くことがあります。

(6) 県は、上記(5)の意見の聴取により得た情報を、当契約以外の契約において、県が締結する契約について暴力団を利することとならない措置を講ずるために利用し、又は他の契約担当者、公営企業管理者及び病院事業管理者に提供することがあります。

(7) 敷地及び建物の見学

下記の物件について実施しますので、見学を希望する場合は、令和7年11月18日（火）17時までに下記予約連絡先にて予約してください。

なお、現地に駐車場はありませんので、周辺住民の方の迷惑にならないよう十分にご留意ください。（見学希望予約がない場合、実施ありません）

ア 見学日時

物件番号	見学日時
18	令和7年11月20日（木） 午前10時30分～午前12時00分の内 30分 (淡路市) 生穂
19	令和7年11月20日（木） 午後2時00分～午後3時30分の内 30分 (南あわじ市) 広田
14	令和7年11月25日（火） 午前10時30分～午前12時00分の内 30分 (姫路市) 香寺
13	令和7年11月25日（火） 午後2時00分～午後3時30分の内 30分 (姫路市) 夢前
17	令和7年11月26日（水） 午後1時00分～午後2時30分の内 30分 (丹波市) 柏原
16	令和7年11月27日（木） 午後1時00分～午後2時30分の内 30分 (豊岡市) 日高
15	令和7年12月1日（月） 午後2時00分～午後3時30分の内 30分 (たつの市) 摂西

イ 実施場所：物件所在地（現地）

ウ 予約連絡先：078-362-3111（直通：財産管理班）

2 入札保証金の納付

(1) 入札に参加される方は、受付後に県から送付する所定の入札保証金振込用紙（納付書）により入札保証金を金融機関にて振り込んでください。（納付書がないと、県の口座に振り込むことができません。）

(2) 入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額を納付してください。

[例] (入札しようとする金額)

$$10,000,000\text{円} \times 5/100 = 500,000\text{円以上}$$

このような場合、500,000円以上を振り込むようにしてください。

注意！入札保証金として振り込んだ額の20倍の金額が、入札書に記入できる額の上限となりますのでご注意ください。

(3) 落札者の入札保証金は、契約締結と同時に契約保証金に充当します。
落札者以外の方へは、入札終了後返還しますが、金融機関への振り込み手続きの関係上、1か月程度かかりますので、ご了承ください。

(4) 返還する入札保証金には、利息は付しません。

(5) 落札者が落札物件の売買契約を締結しないとき（落札後、申込資格のない者であることが判明し、失格したときを含む。）は、入札保証金は返還されませんので、ご注意ください。

3 入札（郵送型入札方式）

(1) 基本事項

- ① 入札は所定の入札書を郵送方式（持参可）により受け付けます。
- ② 入札書を作成、送付の際は、23ページにある「入札チェックシート」をご活用ください。
- ③ 22ページの「入札書送付用封筒 宛名記入例」を参考に封筒を作成し、入札書受付期間内に一般書留または簡易書留により送付ください。
- ④ 入札書を持参する場合も、22ページの「入札書送付用封筒 宛名記入例」を参考に封筒を作成し、入札書受付期間内に提出ください。
- ⑤ 入札参加者が連合し、または不穏な行動をする等により、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、もしくは入札の執行を中止することができます。
- ⑥ 一度提出した入札書は、これを書き換え、引き換えまたは撤回することができません。
- ⑦ 入札の執行に際し、災害その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、または中止することができます。

(2) 入札書受付期間

令和7年12月8日(月)から令和8年1月8日(木)まで

受付時間は午前9時から午後5時までです。

なお、土曜日、日曜日の受付は行いません。

上記期間内に下記受付場所に到達したものとします。

(3) 入札書受付場所（持参可）

〒650-8567 (県庁専用郵便番号、住所記載不要)
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 (兵庫県庁2号館)
兵庫県総務部職員局 管財課 財産管理班
TEL: 078-362-3111 (直通: 財産管理班)

(4) 送付書類 (必要に応じコピーしてください)

- ① 入札書 (20ページ)
- ② 入札保証金振込み済みの納付書 (写) (金融機関が領収印を押したものに限ります。なお、入札保証金納付書は参加申込みのあった者へ県から郵送します。)
- ③ 入札保証金振込先依頼書 (21ページ)

(5) 入札書の作成方法

- ① 入札書は本書20ページをコピーのうえ、使用してください。
- ② 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字 (0、1、2、3・・) の字体を使用し、最初の数字の前に¥マークを記入してください。
- ③ 入札書の記載に当たっては、次の点に留意してください。
 - ア 物件は、1ページに掲げる物件とします。
 - イ 年月日は、記入日とします。
 - ウ 入札書には、入札者の住所及び氏名 (法人の場合は所在地、名称及び代表者の職氏名) を記入のうえ、実印を必ず押印してください。
- ④ 一度提出した入札書は、これを書き換え、引き換えまたは撤回することができません。
- ⑤ 入札書の作成には、鉛筆等容易に記載内容が消える筆記具を使わず、ボールペンを使用するなど記載内容が容易に消えない筆記具を使用してください。

(6) 無効とする入札

- 次のいずれかに該当する入札は無効とします。
- ① 入札参加資格がない者のした入札
 - ② 入札書を所定の日時までに提出しなかった入札
 - ③ 入札者が同一物件について2通以上した入札
 - ④ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札
 - ⑤ 入札保証金が納付されていない入札または入札保証金の額が所定の額に達していない入札
 - ⑥ 入札書に入札金額、¥マーク、物件番号、入札年月日、入札者の住所、氏名 (法人の場合は所在地、名称、代表者職氏名) 及び押印のない入札またはこれらが分明でない入札
 - ⑦ 入札書に記載された入札金額が訂正されている入札
 - ⑧ ①から⑦までに掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

4 開札

(1) 基本事項

- ① 開札は、当該入札事務に関係のない県職員の立ち会いのもと行います。
- ② 従来任意としておりました開札場所への入場はお断りします。
- ③ 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合には、直ちに当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせて決定します。

(2) 開札日時

令和8年1月13日（火）午後2時から順次開札します。

(3) 開札場所

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県庁2号館 管財課

(4) 落札者の決定方法

- ① 県が定めた予定価格以上で、かつ、有効な入札のうち、最高金額の入札者を落札者とします。
- ② 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。この場合において、開札に参加していない者などくじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない兵庫県職員にくじを引かせて決定します。
- ③ 落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできません。

※郵送型入札方式のため、4(1)②により入札参加者の開札立会ございません。
上記括弧内は下線部のとおり行います。

(5) 入札結果

開札した場合に、落札者があるときはその者の氏名（法人の場合は名称）及び落札金額を、落札者がないときはその旨を、開札に立ち会った者に知らせます。

入札参加者へは、落札の成否、落札者及び落札金額を示した通知を送付します。

また、入札結果（落札の成否、応札者数及び落札金額など）について、後日、県ホームページにて公表します。

5 契約の締結

- (1) 落札者は、令和8年2月6日（金）までに、県有財産売買契約書（案）（12～15ページ）により記名・押印していただきます。
- (2) 売買契約は必ず「落札者」名義で締結してください。共有で購入する場合は「共有者全員」の名義で締結してください。
- (3) 契約書に貼付する収入印紙及び所有権の移転登記に要する登録免許税な

ど、本契約の履行に関して必要な一切の費用は買受者の負担となります。

参考：契約書に貼付する収入印紙の額

契 約 金 額	収入印紙の額
50万円を超える100万円以下のもの	500円
100万円を超える500万円以下のもの	1,000円
500万円を超える1,000万円以下のもの	5,000円
1,000万円を超える5,000万円以下のもの	10,000円
5,000万円を超える1億円以下のもの	30,000円
1億円を超える5億円以下のもの	60,000円

(4) 契約締結には次の書類が必要です。落札者にて取得ください。
なお、書類は契約締結日から3か月以内に発行されたものとします。

① 個人の場合

- ア 成年後見登記制度による「登記されていないことの証明書」
＊ 郵送申請の場合には東京法務局、窓口申請の場合には神戸地方法務局（本局）で交付してもらってください。
イ 破産していない旨の証明書
＊ 本籍地の市町村で交付してもらってください。
ウ 外国人登録原票記載事項証明書（外国人の場合のみ）

② 法人の場合

- ア 商業（法人）登記事項証明書（現在事項証明書）
イ 資格証明書（代表者事項証明書）
※ ア、イの代わりに現在事項全部証明書のみでも結構です。

(5) 落札後、契約保証金納付書を送付しますので、令和8年2月6日（金）までに納付ください。

なお、契約保証金は売買代金の100分の10以上が必要です。

(6) 上記(4)の必要書類の提出及び契約保証金の納付が完了した時点で契約締結となります。

(7) 契約締結と同時に、入札保証金を契約保証金に充当します。

(8) 落札者は、落札物件の所有権移転登記前に、権利義務を第三者に譲渡することはできません。

6 売買代金の支払い

- (1) 契約締結後、売買代金の残金支払い用納付書及び登録免許税納付書を送付しますので、落札者は登録免許税を納付したことを証する領収証書（原本）及び売買代金支払い済みの納付書（コピー）を県に郵送してください。
- (2) 売買代金の残金支払期限は令和8年3月13日(金)までに一括でお支払いください。
- (3) 契約保証金は、上記(2)の支払いと同時に、売買代金に充当します。

7 所有権の移転、物件の引渡し等

- (1) 売買代金が全額支払いされたときに所有権が移転し、県において登記手続きを行います（登記手続きは通常1～2週間程度要します。）。
- (2) 所有権の移転登記手続完了後、現地立ち会いのうえ、引渡時の現状で物件を引き渡します。
- (3) 売買代金完納後、買受者を義務者として課される公租公課等（不動産取得税・固定資産税・都市計画税など）は、買受者の負担となります。

8 用途の制限

当該物件については、契約書において以下の制限が付されますので、ご注意ください。

- (1) 「暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途」に供してはならないこと
- (2) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する用途」に供してはならないこと
- (3) 「破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づく破壊的団体等がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途」に供してはならないこと

9 その他

- (1) 入札希望者は、本書の記載内容、物件調書、県有財産売買契約書（案）の各条項をすべて承知したうえで入札してください。

- (2) 土地の利用や建物を建築するにあたっては、都市計画法・建築基準法や自治体の条例等により指導等がなされる場合や開発負担金が必要となる場合がありますので、利用等に係る法令上の諸規制等について、必ず入札参加者自身において、関係機関にご確認ください。
- (3) 物件調書と現状が相違している場合は、現状が優先します。
- (4) 引渡し時の現状有姿での引き渡しとなりますので、必ず入札参加者ご自身において、現地等の調査確認を行ってください。
- (5) 対象物件の土壤汚染調査、地質調査及び埋設物調査等について、実施しておりません。
- (6) 最低売却価格の設定に際し、敷地内に存置する自然物（立竹木や雑草、切株等）及び工作物（フェンス・囲障・擁壁・井戸など地上・地下・空中工作物や、ゴミ集積場・街灯・看板等）は、減価要因として考慮しているので、これらの撤去・移設などの費用負担及び調整は、物件敷地の内外及び所有権等権利の帰属主体のいかんを問わず、兵庫県では一切行いません。
- (7) 上下水道、電気及び都市ガスなど供給処理施設の引き込みが可能である場合、既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引き込みを要することがありますが、兵庫県では補修や引き込み工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問い合わせのうえ、各自で対応してください。
- (8) 越境物に関して、県は越境状態の解消や承諾書等の取付けは行っておりません。
- (9) 越境物に関する隣接土地所有者との協議や電柱等の移設などについては、すべて落札者において対応してください。（契約後に判明した場合も同様です。）
- (10) 物件調書と現況が相違している場合は、現況が優先します。落札者は、面積その他物件調書に記載した事項について、実地に符合しないことがあっても、これを理由として契約の締結を拒み、落札の無効を主張し、または代金の減免を請求することができません。

収入
印紙

県有財産売買契約書（案）

売主 兵庫県 を甲とし、買主 を乙とし、甲乙間において次の条項により、売買契約を締結する。

（売買物件）

第1条 甲は、その所有する次に掲げる土地及び本件土地上にある工作物（以下、「売買物件」という。）を、現状有姿のまま乙に売り渡し、乙は、これを買ひ受けるものとする。

（土地）

所 在	地 目	面 積	
		公簿面積	実測面積
		m ²	m ²

（建物） [登記の 有・無]

所 在	家屋番号	種類	構造	延床面積
				m ²

※ 未登記の場合は、甲の台帳に登録している内容である。

（売買代金）

第2条 売買代金は、金<落札金額>円（うち建物及び工作物の代金0円）とする。

（契約保証金）

第3条 この土地の売買に関する契約保証金の額は、売買物件の売買代金の100分の10以上の額とする。

（契約保証金の納入）

第4条 乙は、この契約締結と同時に前条に定める契約保証金を甲に納付しなければならない。ただし、別途納めている入札保証金は契約保証金に充当するものとする。

2 前項の契約保証金には、利息は付さない。

（代金の支払等）

第5条 乙は、第2条に定める売買代金と前条第1項の規定により納入された契約保証金（以下「契約保証金」という。）との差額を令和8年3月13日までに、甲の発行する納入通知書により甲に支払わなければならない。

2 甲は、乙が前項に定める義務を履行したときは、契約保証金を売買代金に充当するものとする。

(遅延利息)

第6条 乙は、前条第1項の代金を同項の納入期日までに納入できないときは、あらかじめ甲に届け出、その承認を得るものとする。

2 乙は、前条第1項の代金を同項の納入期日までに納入しないときは、当該納入期日の翌日から納入の日までの日数に応じ、年 10.75%の利率で計算した遅延利息を、甲の発行する納入通知書により、甲の指定する金融機関に納入しなければならない。

(所有権の移転及び売買物件の引渡し)

第7条 売買物件の所有権は、乙が第5条の代金及び前条第2項の遅延利息の支払いを完了したときに、甲から乙に移転するものとする。

2 甲は、前項の規定による所有権移転後に、売買物件を引渡時の現状で乙に引き渡す。

3 乙は、売買物件が現状で引き渡されることを了知のうえ、建物等を使用する場合において必要となる修繕や整備、安全性の確保については、自らの負担と責任において行うものとする。

(所有権の移転登記等)

第8条 乙は、前条第1項の規定により売買物件の所有権が移転した後、速やかに甲に対し所有権の移転登記を請求するものとし、甲は、その請求により、遅滞なく所有権の移転登記を嘱託するものとする。(ただし、新たに建物の保存登記及び所有権移転登記は行わない。) ← ()書きは未登記の場合のみ記載

2 前項の所有権の移転登記に要する費用は、乙の負担とする。

(用途制限)

第9条 乙は、売買物件を次の用途に供してはならない。

(1) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員または暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途。

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、及び第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する用途。

(3) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づく破壊的団体等がその活動のために利用する等公序良俗に反する用途。

2 乙は、売買物件又は本契約締結後に売買物件に設置した建物等の物件を第三者に譲渡する場合には、前項の用途に供することを禁止することを書面によって承継させるものとし、当該第三者に対して、前項の定めに反する使用をさせてはならない。

3 乙は、前項の第三者が売買物件又は本契約締結後に売買物件に設置した建物等の物件を他の第三者に譲渡する場合にも同様に、前2項の内容を承継することを書面で義務づけなければならない。

4 乙は、売買物件又は本契約締結後に売買物件に設置した建物等の物件を第三者に貸付けなどにより使用させる場合には、当該第三者に対して、本条第

1項の定めに反する使用をさせてはならない。

- 5 乙は、前項の第三者が売買物件又は本契約締結後に売買物件に設置した建物等の物件を他の第三者に貸付けなどにより使用させる場合にも同様に、本条第1項及び第4項の内容を遵守させなければならない。
- 6 甲は、第1項から第5項に規定する事項について必要があると認めるときは、売買物件等について、実地を調査し又は所要の報告を求めることができる。

(危険負担)

第10条 本契約締結の日から契約物件の引き渡しの日までの間において、甲の責めに帰すことのできない理由により、契約物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は乙が負担する。

(契約不適合責任)

第11条 乙は、民法、商法及び本契約の他の条項にかかわらず、引き渡された本件目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないこと（以下「契約不適合」という。）を理由として、履行の追完の請求、売買代金減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

- 2 乙が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合には、前項の規定にかかわらず、乙は修補によってのみ履行の追完を請求することができる。ただし、建物（付帯する設備等を含む。）及び工作物については、履行の追完を請求することができない。

- 3 前項の権利は、契約不適合を知った日から1年間行使することができる。

(契約の解除)

第12条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないときは、相当の期間を定めて催告し、その期間内に履行がない場合は本契約を解除することができる。

- 2 乙が暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例35号）第2条第1号に規定する暴力団、第3号に規定する暴力団員または暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者と判明した場合は、特段の事情がある場合を除き契約を解除するものとする。

(乙の原状回復義務)

第13条 乙は、前条の規定により契約の解除をしたときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。

ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状で返還することができる。

(違約金)

第14条 甲が、第12条の規定によりこの契約を解除したときは、乙は、売買物件の売買代金の100分の10に相当する額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、甲がやむを得ない事情があると認めた場合はこの限りではない。

- 2 甲は、前項の場合において、契約保証金を違約金に充当することができる。
- 3 第1項の違約金は第15条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(損害賠償)

第15条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、

前条に定める違約金に加えて、その損害の賠償を請求することができる。

(契約等の費用)

第16条 本契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

(公租公課等の負担)

第16条の2 売買代金完納後、買受者の乙を義務者として課される公租公課、受益者負担金等は、すべて乙の負担とする。

(信義則)

第17条 甲乙両者は、関係法令を遵守し、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

(疑義の決定)

第18条 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議の上決定する。

(管轄裁判所)

第19条 本契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴訟等については、甲の事務所の所在地を管轄する神戸地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

住所 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
甲 氏名 兵 庫 県

印

住所
乙 氏名

印

一般競争入札参加申込書兼受付書

ア

令和 年 月 日

兵庫県知事様

私は、次の事項を誓約し一般競争入札への参加を申し込みます。

- 1 入札冊子「令和7年度 第3回一般競争入札(県有地売却)実施のお知らせ」1の(3)の①から⑩に該当しません。
- 2 入札冊子「令和7年度 第3回一般競争入札(県有地売却)実施のお知らせ」記載の諸事項、物件調書、県有財産売買契約書(案)、入札物件の法令上の規制等すべて承知の上で入札します。

● 申込者

住 所 法 人 所 在 地	〒
フ リ ガ ナ	
氏名・法人名及び 法人代表者職氏名	
電 話 番 号	
電 子 メ ー ル	

● 共有者(申込者以外の者を記入ください)

氏 名	住 所

● 事務担当者(書類等送付先 申込者と異なる場合に記入ください)

住 所・所 在 地	〒
フ リ ガ ナ	
氏 名・名 称	
電 話 番 号	
電 子 メ ー ル	

● 入札参加申込物件

物 件 番 号	物 件 の 所 在 地	用 途 及 び 利 用 計 画

(注) 参加しようとする物件の番号及び物件の所在地を、本冊子1ページの入札物件一覧に記載のとおり

記入してください。用途及び利用計画欄には、当面予定している内容を記入してください。(記入例:「分譲用地」等)

● 添付書類

- ・ 誓約書
- ・ 印鑑登録証明書(法人の場合は印鑑証明書)
- ・ 役員一覧表(法人の場合のみ)
- ・ 代表者選任届(共有の場合のみ)

アンケート

入札を何で知りましたか？ 下記より選んで下さい。（○印で囲ってください）

- ①HP ②新聞折り込みちらし ③総合庁舎設置のちらし ④メルマガ ⑤その他()

受付印

誓 約 書

暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

記

- 1 条例第2条第1号に規定する暴力団、又は第3号に規定する暴力団員に該当しないこと
- 2 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号。）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと
- 3 上記1及び2に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと

令和　　年　　月　　日

兵　庫　県　知　事　様

住　　所

(所在地)

氏　　名

（
法人名
役員名
）

役 員 一 覧 表

商号又は名称 (個人の場合に あっては、氏名)				
代 表 者				
所 在 地 (個人の場合に あっては、住所)				
役 職 名	フリガナ 氏 名	生年月日	性別	住 所

備 考				

※欄が足りない場合は適宜追加してください。

※フリガナを忘れずに記載してください

代 表 者 選 任 届

令和 年 月 日

私達は、下記物件の一般競争入札に参加するにあたり、下記のとおり代表者を選任し、入札に関する一切の行為（代理人への委任を含む）を代表させます。

1 入札参加申込物件

物件番号	物 件 の 所 在 地

（注）参加しようとする物件の番号及び所在地を本書1ページの「令和7年度 第3回一般競争入札物件一覧」のとおり記入してください。

2 代表者及び共同買受人

	持分割合	住 所 (所 在 地)	氏 名 (法人名及び代表者名)
代表者			

（注）代表者の欄には、入札に関する一切の行為を代表して行う方をご記入ください。

入札書

- 〔・ 金額はアラビア数字とし、訂正しないでください。
・ 最初の数字の前に￥を入れてください。〕

金額	千億	百億	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

ただし、令和7年度第3回一般競争入札_____号物件一般競争入札価格

「令和7年度第3回一般競争入札（県有地売却）実施のお知らせ」等を承知の上、上記のとおり入札します。

兵庫県知事 様

令和 年 月 日

入札者（共有の場合は代表者）

住所
(所在地) _____

〔 氏名
法人名
代表者名 〕 _____ 印
(印鑑証明印)

入札保証金振込先依頼書

兵 庫 県 知 事 様

令和 年 月 日

入札者

住 所
(所在地) _____

氏 名

法人名

代表者名 _____

下記の金額を令和7年度第3回一般競争入札(物件番号_____)の入札保証金として納付しました。

なお、落札とならなかったとき、その他返還事由が生じた場合には、納付した入札保証金を下記の口座に振り込んでください。

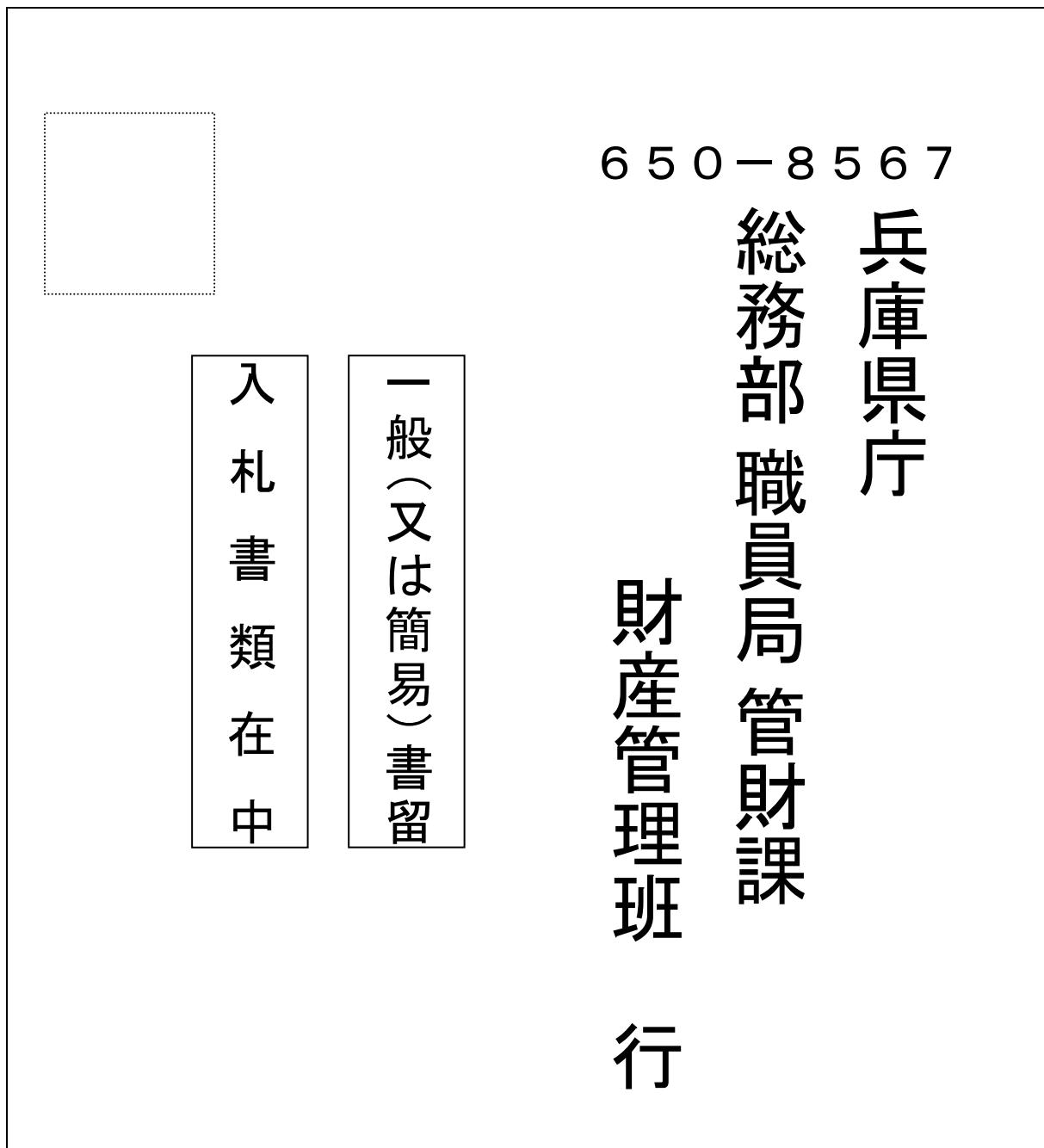
¥ _____

振込先	金融機関名	銀行(金庫)	支店
	預金の種類	普通預金・当座預金・その他()	
	口座番号		
	口座名義人 氏 名	(フリガナ)	

(注) 物件番号、入札保証金額及び振込先欄(枠内)について、記入してください。

振込先については、間違いないよう確認のうえ記入してください。

入札書送付用封筒 宛名記入例



封筒は角型2号または角型A4を使用ください。

差出人の住所・氏名を必ず記入ください。

入札チェックシート

入札準備の際にご活用ください。

●入札書の書き方

No.	チェック項目	チェック欄
1	入札金額はアラビア数字で記入していますか。	
2	入札金額の前に￥を記入していますか。	
3	入札の物件番号を記入していますか。	
4	入札書に記入日を記入していますか。	
5	入札者の住所・氏名(法人の場合は所在地、法人名、代表者職氏名)を記入していますか。	
6	実印は押されていますか。	

●添付書類

No.	チェック項目	チェック欄
1	入札保証金振込み済みの納付書(写)	
2	入札保証金振込先依頼書(21ページ)	

●発送

No.	チェック項目	チェック欄
1	封筒は角型2号または角型A4サイズを使用していますか。	
2	本書22ページの[入札書送付用封筒 宛名記入例]のとおりに作成していますか。	
3	封筒の裏面に差出人の住所・氏名(法人の場合は所在地・名称・担当部署)を記入していますか。	
4	一般(又は簡易)書留で発送していますか。	

物件調書・案内図・明細図

物件調書記載の注意事項

1 供給施設の整備状況

敷地内に管等が引き込まれている場合.....有
前面道路まで、もしくはその地域に引き込まれている場合.....可
その地域で供給されていない場合.....無 と表示

2 建ぺい率・容積率

その地域の都市計画法上の一般的な率を記載

物 件 調 書

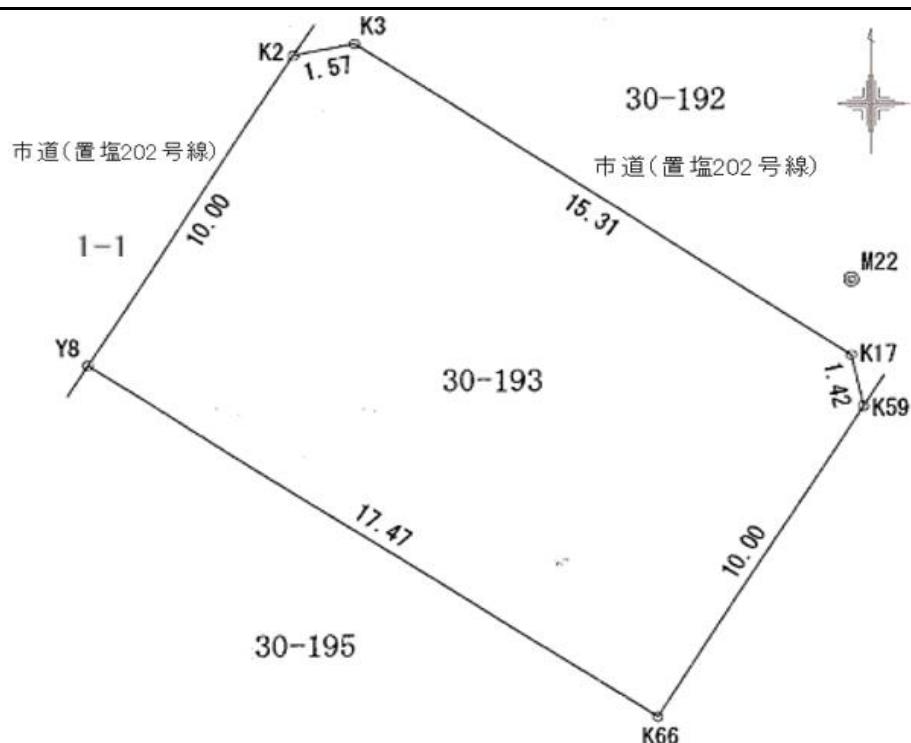
【土地】

所 在 地	姫路市夢前町前之庄字荒神山30番193													
実 測 面 積	192.04m ²				地 目	宅 地	形 状	ほぼ長方形						
公 簿 面 積	192.04m ²													
最 低 売 却 価 格	非公表													
接 面 道 路 の 幅 員 及 び 構 造	北西側 市道 置塩202号線 幅員約4m 鋸装有り 高低差無し 北東側 市道 置塩202号線 幅員約4m 鋸装有り 高低差無し ※上記道路は建築基準法42条第1項1号道路(幅員4m以上の公道)													
法 令 規 制	都市計画区域	区域外			用 途 地 域	—								
	指定建ぺい率	—			指 定 容 積 率	—								
	高 度 地 区	—			防 火 地 域	—								
文 化 財 保 護 法	「周知の埋蔵文化財包蔵地」の範囲外													
	「土砂災害警戒区域」(土砂災害防止法) 「宅地造成等工事規制区域」(盛土規制法)													
そ の 他 の 規 制	「姫路の環境をみんなで守り育てる条例」(姫路市) 「兵庫県緑豊かな地域環境の形成に関する条例」(兵庫県)													
私 道 の 負 担 等 に 関 す る 事 項	有・無	無	負 担 の 内 容	—										
最 寄 り の 交 通 機 関 (現地からの直線距離)	鉄道	—												
	バス	神姫バス 荒神山口バス停			東 へ	約	300m							
公 共 施 設 (現地からの直線距離)	姫路市役所 夢前事務所 北 へ 約 1.8km													
	古知小学校 南 へ 約 1.1km													
	置塩中学校 南 へ 約 3.1km													
供 給 施 設 の 整 備 状 況	電 気	有	上 水 道	有	下 水 道	有	都 市 ガ ス	無(プロパンガス)						
	有……敷地内に管等が引き込まれている場合 可……前面道路まで、もしくはその地域に引き込まれている場合 無……その地域で供給されていない場合													
	既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引き込みを要する場合、兵庫県では補修や引き込み工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問い合わせのうえ、各自で対応してください。 (※P11 9(7)参照)													
参 考 事 項	1 都市計画、開発行為(宅地造成含む)、建築確認、景観等に関しては、姫路市担当部局(都市計画課 TEL:079-221-2534、まちづくり指導課 TEL:079-221-2540、建築指導課 TEL:079-221-2544、環境政策室 TEL:079-221-2462など)にお問い合わせください。													
	2 上水道・下水道に関しては、姫路市上下水道サービス課(TEL:079-221-2722)までお問い合わせください。													
	3 当該地に埋蔵文化財は無いとみられます(姫路市Webマップ)、詳しくは姫路市教育委員会事務局文化財課(TEL:079-221-2787)までお問い合わせください。													
	4 地盤調査、埋設物調査及び土壌汚染調査は実施しておりません。また、今後も県では地盤調査、埋設物調査及び土壌汚染調査を実施しない他、同調査(費用も含む)の請求も応じられません。仮に地中埋設物等が発見され、土地利用に支障が生じた場合であっても、県では埋設物等の撤去、撤去費用の請求及び損害賠償請求等には応じられません。現状有姿での売却であり、県は、土地等その他一切の契約不適合責任を負いません。物件の状況や法令上の規制等については、必ず入札参加者ご自身において、調査確認を行ってください。													
	5 当該敷地及び建物内の残置物は、全て現況のままで引き渡します。県はこれらの点検、修繕、取り壊し、移設、撤去、関係者との交渉・調整、費用負担等は行いません。													
	6 最低売却価格は、土地の更地価格から建物及び工作物等の解体撤去費相当額を控除した価格としています。													

案 内 図



明 細 図



物 件 調 書

【建物】登記あり

所 在	姫路市夢前町前之庄字荒神山30番193
家 屋 番 号	30番193
種 類	宿舎
構 造	鉄筋コンクリート ルーフィング葺 平屋建
床面積（延面積）	計 6 8 . 3 1 m ²
建 築 時 期	昭和 54 年 10 月 5 日新築
閉 鎮 時 期	令和 4 年 9 月 30 日 用途廃止
工 作 物	囲障（コンクリート塀・角パイプフェンス）
参考事項	<p>1 建物及び付帯設備等は、老朽化に伴う損傷等により現状のままでは使用できないものと考えています。このため、建物内の各供給施設（電気、上下水道、ガス）の配管の使用可否については、未調査により不明です。建物及び付帯設備等を使用する場合において、必要となる修繕や整備、安全性の確保については、落札者の負担と責任において行ってください。</p> <p>2 現状有姿での売却であり、県は、建物及び付帯設備等に関する欠陥についての責任は一切負いません。</p> <p>3 建物内に残置物がありますが、落札者において処分してください。</p> <p>4 アスベストについては、令和 4 年 12 月にアスベスト調査を実施。屋外外壁仕上塗材からアスベストが検出されました。但し、他の場所については調査しておらず、例えば内部の別の部位（浴室・台所・居室天井等）などにはアスベストが存在する可能性があります。なお、引き渡しは現状有姿で行いますので、アスベストが存在する場合は、買主の費用負担において、諸法規等を遵守し解体または改築等を行ってください。</p> <p>5 耐震診断については、診断記録が存在せず、耐震性能については不明です。</p>

(全景1) 北西から南東向きに撮影



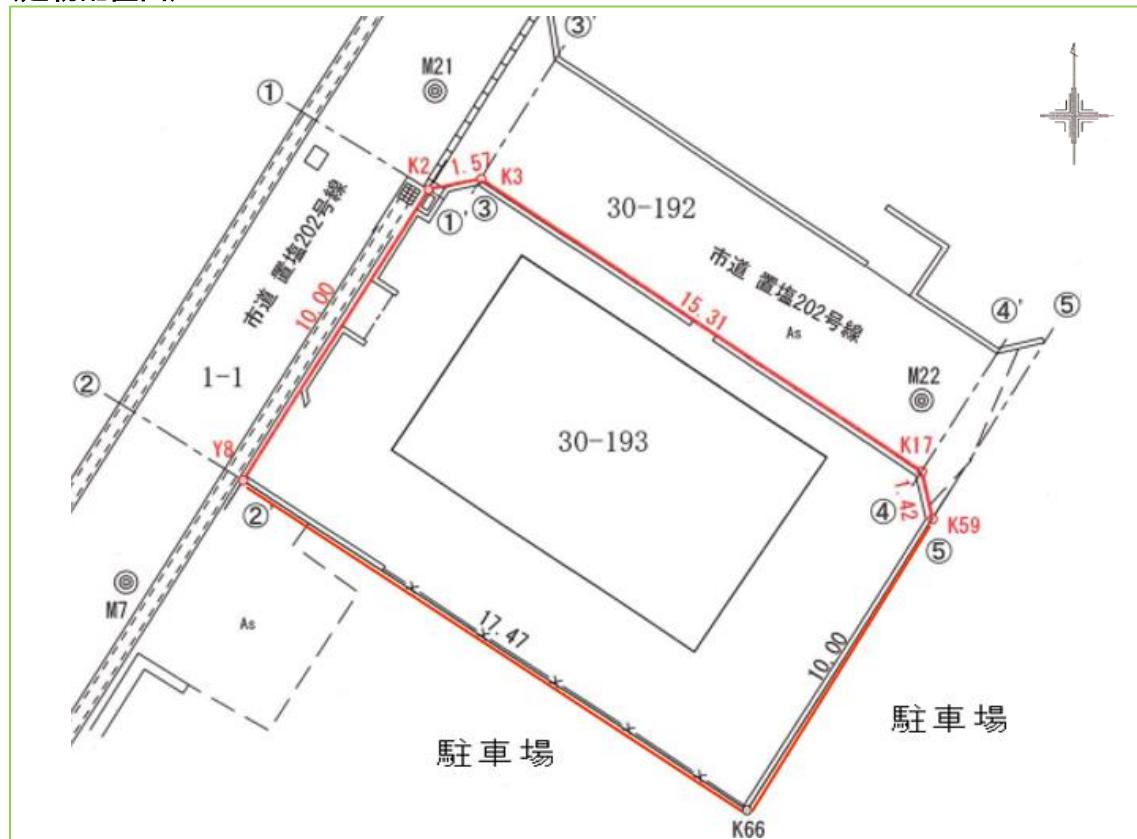
(全景2) 北側から南向きに撮影



(全景3) 南側から北向きに撮影



(建物配置図)



(居室)



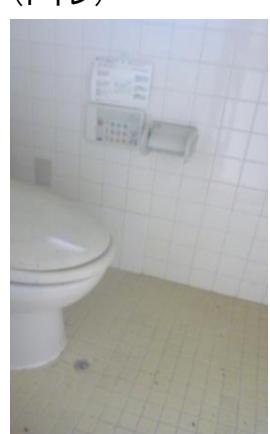
(トイレ)

(廊下:玄関から)

(洗面所)



(浴室)



(南側 駐車スペース)



分析測定成績書

第A2200442-001号
令和4年12月21日

兵庫県立夢前高等学校

様

兵庫県計量証明事業登録番号 計第2022年12月21日
 (公財)ひょうご環境創造協会
 〒654-0037 神戸市須磨区行平町1丁目1-18
 TEL (078) 735-2737 (代表)



(略)

貴依頼による試料の分析測定結果は下記の通りです。
 ただし、本分析の結果は、入手した試料の範囲に限定させていただきます。

採取区分	採取	採取日時	令和4年12月19日	15:05	～	15:10
施設名・採取場所	兵庫県立夢前高等学校 校長公舎					
採取部位・建材名	外壁 仕上塗材					
採取者	(公財)ひょうご環境創造協会					
工事名	兵庫県立夢前高等学校公舎アスベスト調査業務					

分析方法	建材製品中のアスベスト含有率測定方法 JIS A 1481-1
------	---------------------------------

分析の対象	単位	分析の結果	備考
石綿(クリソタイル)	—	検出	アスベストは、仕上塗材から検出された。下地調整塗材は、施工されていなかった。
石綿(アモサイト)	—	不検出	
石綿(クロシドライト)	—	不検出	
石綿(トレモライト/アケルライト)	—	不検出	
石綿(アンソフィライト)	—	不検出	
検出とは質量分率として0.1%を超えて検出されていることを示す。			
特記事項			

物 件 調 書

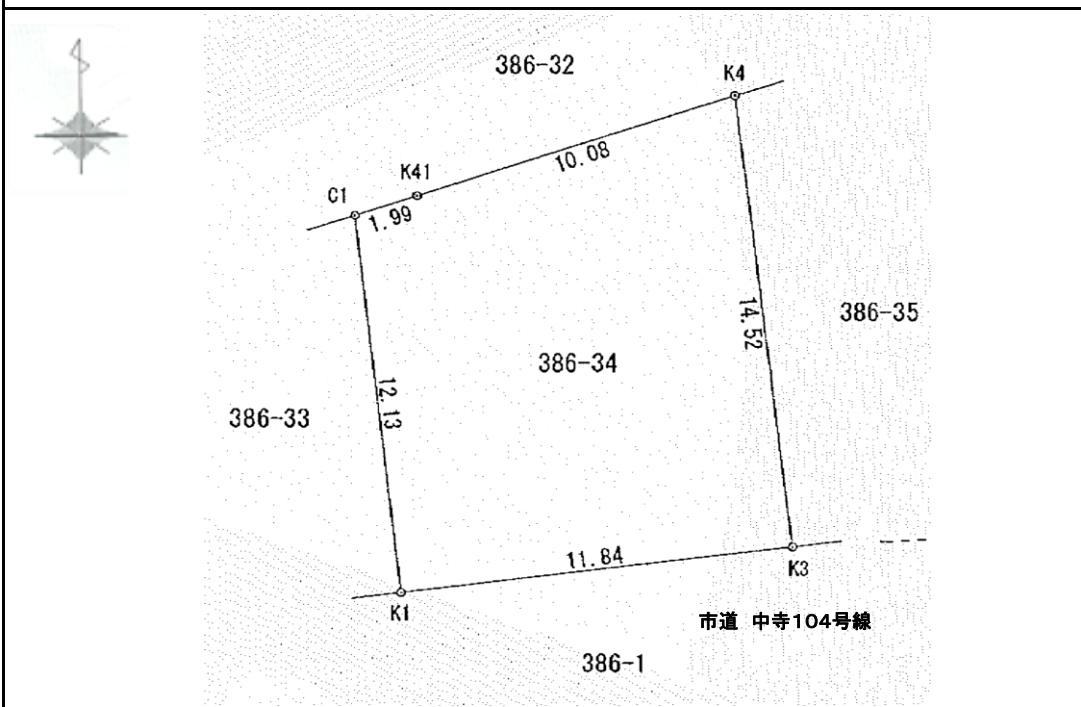
【土地】

所 在 地	姫路市香寺町溝口字東谷386番34										
実 測 面 積	157.69m ²		地目	宅地	形状	ほぼ正方形					
公 簿 面 積	157.69m ²										
最 低 売 却 価 格	2,466,000										
接 面 道 路 の 幅 員 及 び 構 造	南側 市道 中寺104号線 幅員約6m 補装有り 高低差0~0.90m										
法 令 規 制	都市計画区域	市街化調整区域		用途地域	—						
	指定建ぺい率	60%		指定容積率	200%						
	高度地区	—		防火地域	—						
	文化財保護法	埋蔵文化財包蔵地には指定されていない									
	その他の規制	宅地造成等工事規制区域（盛土規制法）、姫路の環境をみんなで守り育てる条例（姫路市）、市街化調整区域における許可申請マニュアル（姫路市）									
私 道 の 負 担 等 に 関 す る 事 項	負 担 の 有 無	無	負 担 の 内 容	—							
最寄りの交通機関 (現地からの直線距離)	鉄道	JR西日本播但線 溝口駅			南東へ	約 700m					
	バス	神姫バス 溝口停留所			南東へ	約 1.2km					
公 共 施 設 (現地からの直線距離)	姫路市香寺事務所	南へ			約 2.6km						
	県立香寺高等学校	南西へ			約 400m						
	姫路市立香寺中学校	南へ			約 1.6km						
	姫路市立中寺小学校	南西へ			約 900m						
供給施設の整備状況	電 気	有	上 水 道	有	下 水 道	有	都市ガス	無(プロパン)			
	有……敷地内に管等が引き込まれている場合 可……前面道路まで、もしくはその地域に引き込まれている場合 無……その地域で供給されていない場合										
	既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引き込みを要する場合、兵庫県では補修や引き込み工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問い合わせのうえ、各自で対応してください。 (※P11 9 (7) 参照)										
参 考 事 項	1 都市計画、開発行為、建築確認、景観等に関しては、姫路市担当部局（都市計画課TEL079-221-2534、まちづくり指導課TEL079-221-2540、建築指導課TEL079-221-2544、環境政策室TEL079-221-2462等）までお問い合わせ下さい。 なお、当該地は市街化調整区域ではありますが、旧住宅地造成事業の開発区域内のため、建物の新築・改築・用途変更については、原則造成を伴わなければ都市計画法の建築許可は不要です。詳細に関しては、姫路市都市局まちづくり部まちづくり指導課（TEL079-221-2540）までお問い合わせください。										
	2 上下水道に関しては、姫路市上下水道局上下水道サービス課（TEL079-221-2722）にお問い合わせ下さい。										
	3 当該地には埋蔵文化財は無いと思われますが、詳しくは姫路市教育委員会事務局文化財課（TEL079-221-2787）までお問い合わせください。										
	4 地盤調査、埋設物調査及び土壤汚染調査は実施しておりません。また、今後も県では地盤調査、埋設物調査及び土壤汚染調査を実施しない他、同調査（費用も含む）の請求も応じられません。仮に地中埋設物等が発見され、土地利用に支障が生じた場合であっても、県では埋設物等の撤去、撤去費用の請求及び損害賠償請求等には応じられません。現状有姿での売却であり、県は、土地等その他一切の契約不適合責任を負いません。物件の状況や法令上の規制等については、必ず入札参加者ご自身において、調査確認を行って下さい。										
	5 当該敷地内の残置物は、全て現況のままで引き渡します。県はこれらの点検、修繕、取り壊し、移設、撤去、関係者との交渉・調整、費用負担等は行いません。										
	6 最低売却価格は、土地の更地価格から建物及び工作物等の解体撤去費相当額を控除した価格としています。										

案 内 図



明 細 図



物 件 調 書

【建物】登記あり

所 在	姫路市香寺町溝口字東谷386番地34
家 屋 番 号	386番34
種 類	居宅
構 造	鉄筋コンクリート造 ルーフィング葺 平家建
床面積（延面積）	72.36 m ²
建 築 時 期	昭和56年5月8日新築
閉 鎖 時 期	令和4年2月28日用途廃止
参考事項	<p>1 建物及び付帯設備等は、老朽化に伴う損傷等により現状のままでは使用できないものと考えています。このため、建物内の各供給施設（電気、上下水道、ガス）の配管の使用可否については、未調査により不明です。建物及び付帯設備等を使用する場合において、必要となる修繕や整備、安全性の確保については、落札者の負担と責任において行ってください。</p> <p>2 現状有姿での売却であり、県は、建物及び付帯設備等に関する欠陥についての責任は一切負いません。</p> <p>3 建物内や敷地内に残置物がありますが、落札者において処分してください。</p> <p>4 アスベストについては、令和5年1月にアスベスト調査（外壁のみ）を実施、外壁仕上塗材・下地調整塗材からはアスベストは検出されませんでした。但し、他の場所については調査しておらず、例えば居室内部の天井・壁部位などにはアスベストが存在する可能性があります。 なお、引き渡しは現状有姿で行いますので、買主の費用負担において諸法規等を遵守し解体または改築等を行ってください。</p> <p>5 耐震診断については、診断記録が存在せず、耐震性能は不明です。</p>

(全景)

物件番号 14



①洋間



④洗面



(配置図)

②台所



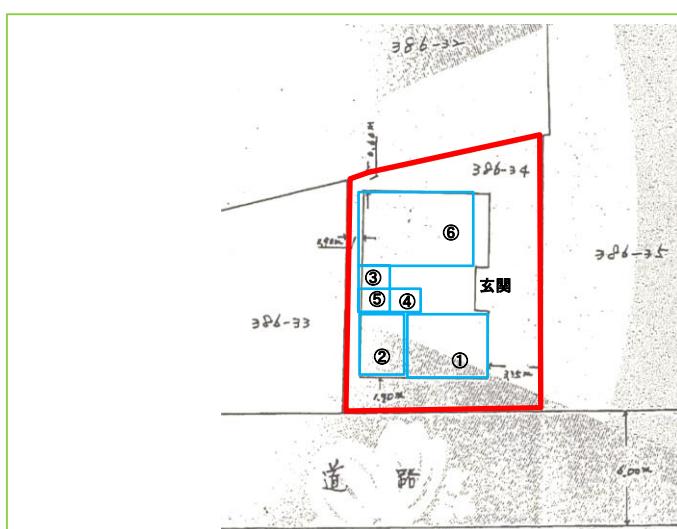
⑤浴室



③便所



⑥和室



アスベスト調査結果

1/1

分析測定成績書

第A2200459-001号
令和5年1月10日

兵庫県立香寺高等学校

様

兵庫県計量証明事業登録番号 計量証明登録
(公財)ひょうご環境創造協会
〒654-0037 神戸市須磨区行平町
TEL (078) 735-2737 (代表)

(略)

貴依頼による試料の分析測定結果は下記の通りです。
ただし、本分析の結果は、入手した試料の範囲に限定させていただきます。

採取区分	採取	採取日時	令和5年1月4日 14:15 ~ 14:20
施設名・採取場所	兵庫県立香寺高等学校公舎 北面		
採取部位・建材名	外壁 仕上塗材+下地調整塗材		
採取者	(公財)ひょうご環境創造協会		
工事名	兵庫県立香寺高等学校公舎アスベスト調査業務		

分析方法 建材製品中のアスベスト含有率測定方法 JIS A 1481-1

分析の対象	単位	分析の結果	備考
石綿(クリソタイル)	—	不検出	
石綿(アモサイト)	—	不検出	
石綿(クロシドライト)	—	不検出	
石綿(トレモライト/アセチライト)	—	不検出	
石綿(アンソフィライト)	—	不検出	
特記事項			

物 件 調 書

【土地】

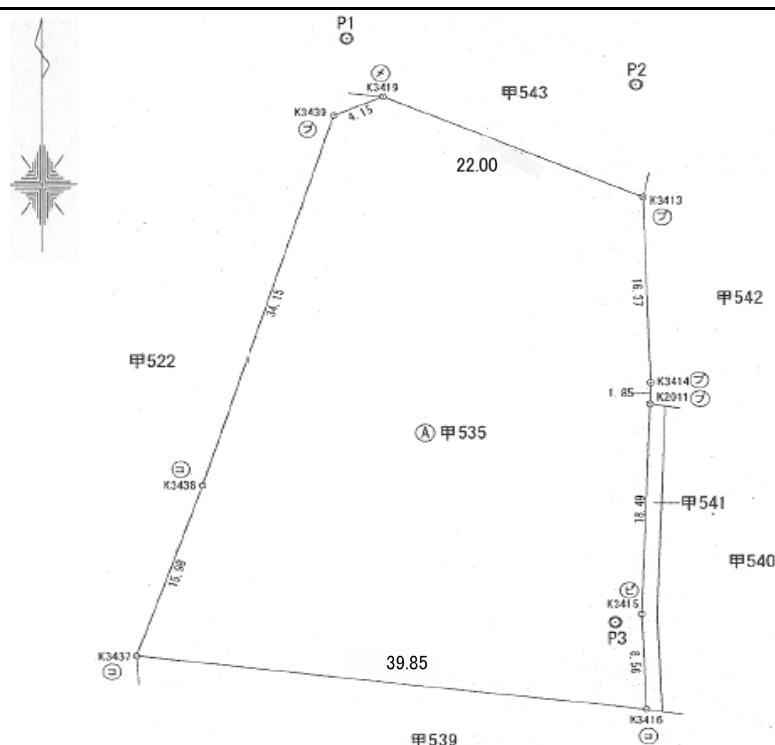
所 在 地	たつの市揖西町中垣内字岩神甲535番										
実 測 面 積	1554.27m ²	地目		宅地	形状		ほぼ台形				
公 簿 面 積	1554.27m ²										
最 低 売 却 価 格	600,000										
接 面 道 路 の 幅 員 及 び 構 造	北側 市道 中垣内県立播磨養護学校線 幅員約5m 補装有り 高低差無し ※上記道路は建築基準法42条第1項1号道路 (4m以上の公道)										
法 令 規 制	都市計画区域 指定建ぺい率 高度地区 文化財保護法 その他の規制	市街化調整区域 60%		用途地域 指定容積率	— 200%						
私 道 の 負 担 等 に 関 す る 事 項	有・無	無	負 担 の 内 容	—							
最寄りの交通機関(現地からの直線距離)	鉄道 バス	J R 本竜野駅 —		東 へ	約 3. 5 k m						
公 共 施 設 (現地からの直線距離)	たつの市役所 揖西東小学校 龍野西中学校 南東 へ 約 2. 8 k m 南 へ 約 1. 1 k m 南東 へ 約 2. 1 k m										
供給施設の整備状況	電 気 有 上 水 道 有 下 水 道 有 都市ガス 無(プロパンガス)	有……敷地内に管等が引き込まれている場合 可……前面道路まで、もしくはその地域に引き込まれている場合 無……その地域で供給されていない場合									
参 考 事 項	既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引き込みを要する場合、兵庫県では補修や引き込み工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問い合わせのうえ、各自で対応してください。 (※ P11 9 (7) 参照)										
1	都市計画、開発行為、景観、建築確認等に関して詳しくは、たつの市 都市計画課 (TEL:0791-64-3223)、同市建築住宅課 (TEL:0791-64-3165) 及び兵庫県姫路土木事務所まちづくり建築第2課 (TEL:079-281-9061) までお問い合わせください。										
2	上水道に関して詳しくは、たつの市上水道課 (TEL:0791-64-3173)、下水道に関して詳しくは、たつの市下水道管理課 (TEL:0791-64-3168) までお問い合わせください。										
3	当該敷地西側に関西電力、N T T、オプテージ、ソフトバンク等の本柱などがあります。 (関西電力他との賃借契約書有り)										
4	埋蔵文化財包蔵地の照会・届け出に関しては、たつの市 歴史文化財課 埋蔵文化財センター (TEL:0791-75-5450) までお問い合わせください。										
5	当該地は市街化調整区域に位置し、様々な規制がありますのでご注意ください。										
6	地盤調査、埋設物調査及び土壤汚染調査は実施しておりません。また、今後も県では地盤調査、埋設物調査及び土壤汚染調査を実施しない他、同調査(費用も含む)の請求も応じられません。仮に地中埋設物等が発見され、土地利用に支障が生じた場合であっても、県では埋設物等の撤去、撤去費用の請求及び損害賠償請求等には応じられません。現状有姿での売却であり、県は、土地等その他一切の契約不適合責任を負いません。物件の状況や法令上の規制等については、必ず入札参加者ご自身において、調査確認を行って下さい。										
7	当該敷地及び建物内の残置物は、全て現況のままで引き渡します。県はこれらの点検、修繕、取り壊し、移設、撤去、関係者との交渉・調整、費用負担等は行いません。										
8	最低売却価格は、土地の更地価格から建物及び工作物等の解体撤去費相当額を控除した価格としています。										

物件番号 15

案 内 図



明 細 図



物 件 調 書

【建物】登記あり

所 在	たつの市揖西町中垣内字岩神甲535番地		
家 屋 番 号	① A-1 (敷地南側) 535番 符号1	② A-2 (敷地中央) 535番	② B (敷地北側) 535番の1
種 類	居宅	居宅	居宅
構 造	鉄筋コンクリート造 陸屋根 2階建	鉄筋コンクリート造 陸屋根 2階建	鉄筋コンクリート造 陸屋根 2階建
床面積 (延面積)	計 200.18 m ² 〔 1階 100.09 m ² 2階 100.09 m ² 〕	計 200.18 m ² 〔 1階 100.09 m ² 2階 100.09 m ² 〕	計 99.20 m ² 〔 1階 49.60 m ² 2階 49.60 m ² 〕
建 築 時 期	昭和45年7月31日新築		昭和49年7月22日新築
閉 鎖 時 期	令和4年7月6日		
工 作 物	囲障 (金網造)		
参 考 事 項	<p>1 建物及び付帯設備等は、老朽化に伴う損傷等により現状のままでは使用できないものと考えています。このため、建物内の各供給施設（電気、上下水道、ガス）の配管の使用可否については、未調査により不明です。建物及び付帯設備等を使用する場合において、必要となる修繕や整備、安全性の確保については、落札者の負担と責任において行ってください。</p> <p>2 現状有姿での売却であり、県は、建物及び付帯設備等に関する欠陥についての責任は一切負いません。</p> <p>3 建物内に残置物がありますが、落札者において処分してください。</p> <p>4 アスベストについては、令和6年10月にアスベスト調査を実施。屋外外壁吹付材にはアスベストは検出されませんでした。 但し、他の場所については調査しておらず、例えば内部の部位（浴室・居室天井）などにはアスベストが存在する可能性があります。 なお、引き渡しは現状有姿で行いますので、アスベストが存在する場合は、買主の費用負担において、諸法規等を遵守し解体または改築等を行ってください。</p> <p>5 平成16年度に行われた「耐震診断（1次）」によるとA～B判定（兵庫県耐震判定基準）となっており、耐震性は機能確保されていると思われます。</p>		

(全景)西側から東向きに撮影 ※写真左よりB棟・A-2棟・A-1棟



(A-1棟)南西から北東に向かって撮影



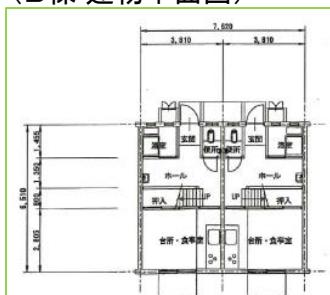
(A-2棟)北西から南東に向かって撮影



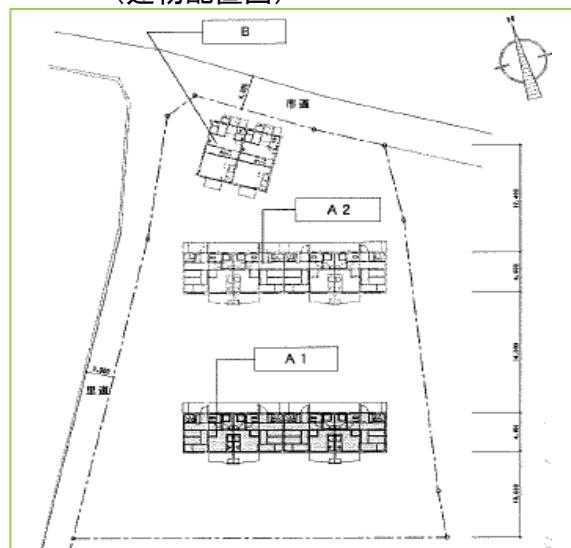
(B棟)南側から北に向かって撮影



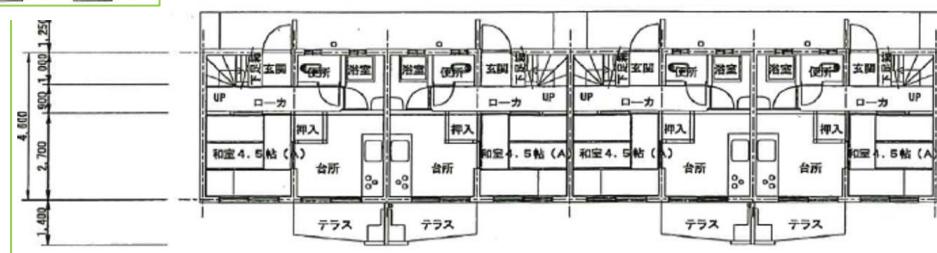
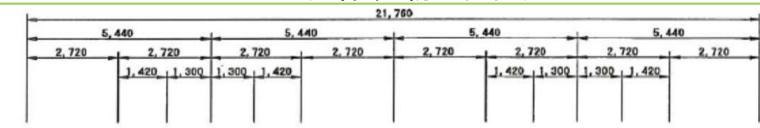
(B棟 建物平面図)



(建物配置図)



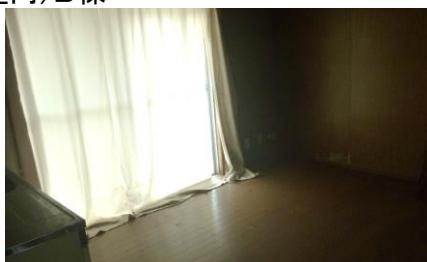
(A棟 建物平面図)



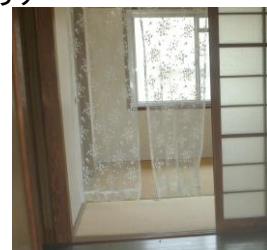
(室内)A棟



(室内)B棟



(残置物)※これら写真以外にもカーテンなどあり



分析結果一覽

eurofins

專門No. NS201545-01Z-1

执行日 2024年11月11日

ユーロフィン日本
浜松アスベスト
静岡県浜松市中央区
TEL 053-425-7000

報告書宛先： 摩鹿特別支援学校長様

件 名: 摂磨教職員公会A・Bアスベスト調査実態

分析方法：定性分析 JIS A 1481-1:2016

特記事項:

No.	試料名 採取場所			採取日	検出の有無	
	定性分析結果					
層	外観色	層割合	アスベスト名(推定含有率)	定量分析結果 基準値 0.1%以下		
001	リシン吹付 播磨教職員公会館 外壁①				2024/10/28 不検出	
1	白	30%	—			
2	ベージュ	40%	—			
3	乳白色	30%	—			
—	—	—	—			
—	—	—	—			
—						
002	リシン吹付 播磨教職員公会館 外壁②				2024/10/28 不検出	
1	乳白色	30%	—			
2	ベージュ	40%	—			
3	白	30%	—			
—	—	—	—			
—	—	—	—			
—						
003	リシン吹付 播磨教職員公会館 外壁③				2024/10/28 不検出	
1	乳白色	10%	—			
2	白	50%	—			
3	ベージュ	10%	—			
4	ライトグレー	30%	—			
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—	—	—	—			
—	—	—	—			
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—			
—						
—	—	—	—</			

・外観色、表面凹凸、座定否等有事は直接にて判断しました。お端部からの表面剥落があった場合は、強引を表面剥離としました。

・アスペクトの種類は次の通りとしました。Chr:クリンタイル,Am:アモサイト,Crc:クロシードラボット,Toc:トコレマタイト,Act:アクチノライト,Act:アンソフィライト
・外観色の情報については、分析対象の状況によって不確実性同士に限り「/」で繋げて報告する場合があります。

物 件 調 書

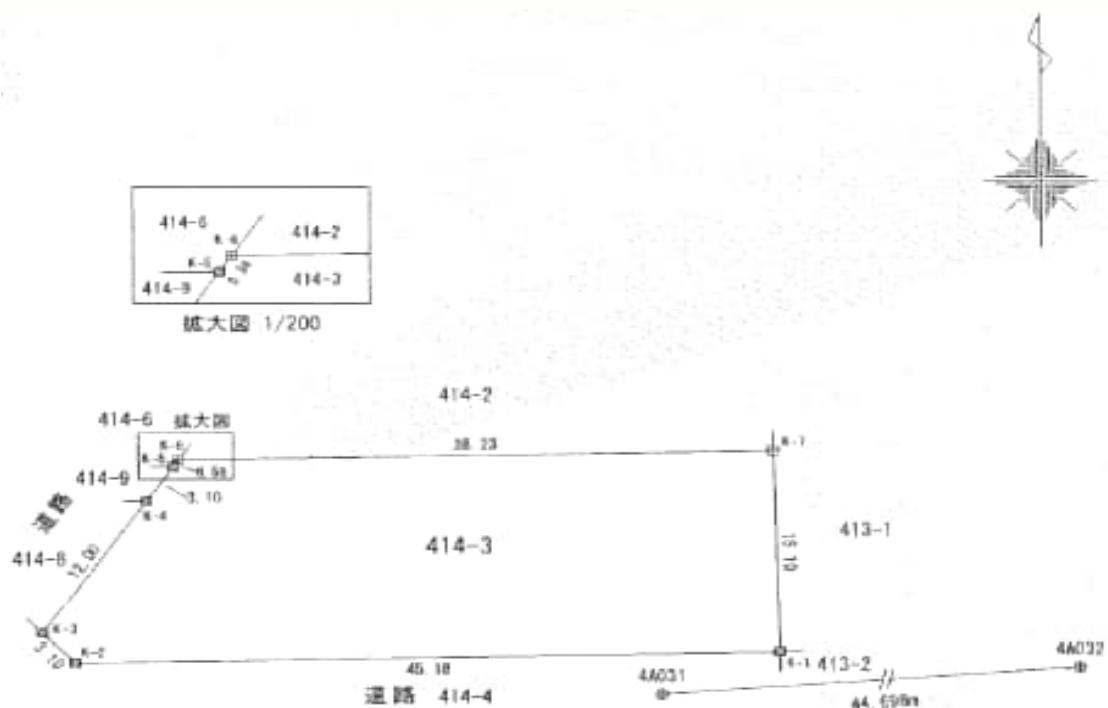
【土地】

所 在 地 (住居表示)	豊岡市日高町鶴岡字大塚414番3							
実測面積	654.77m ²	地目		宅地	形状	ほぼ台形		
公簿面積	654.77m ²							
最低売却価格	1,200,000							
接面道路の幅員及び構造	西側 市道 池上・日吉線 幅員約6m 補装有り 高低差 無し 南側 市道 日高大塚線 幅員約4m弱 補装有り 高低差 無し 西側道路は建築基準法42条1項1号道路(幅員4m以上の公道)から在る4m未満の道) (兵庫県指定道路情報マップ)							
法 令 規 制	都市計画区域	非線引都市計画区域	用途地域	指定なし				
	指定建ぺい率	60%	容積率	200%				
	高 度 地 区	指定なし	防 火 地 域	指定なし				
	文化財保護法	—						
私道の負担等に関する事項	負担の有無	—	負担の内容	—				
最寄りの交通機関 (現地からの直線距離)	鉄道	JR 江原駅		南西へ	約540m			
	バス	豊岡市バス 国分寺バス停		西へ	約300m			
公共施設 (現地からの直線距離)	役所	豊岡市 日高庁舎		西へ	約840m			
	小学校	市立日高小学校		南西へ	約840m			
	中学校	市立日高東中学校		北西へ	約900m			
供給施設の整備状況	電気	有	上水道	有	下水道	有		
	都市ガス 無(プロパンガス) 有.....敷地内に管等が引き込まれている場合 可.....前面道路まで、もしくはその地域に引き込まれている場合 無.....その地域で供給されていない場合							
既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引き込みを要する場合、兵庫県では補修や引き込み工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問い合わせのうえ、各自で対応してください。 (※P11 9(7)参照)								
参考事項	1 都市計画、開発行為、建築確認、景観等に関しては、豊岡市都市整備課 (TEL 0796-23-1712)、兵庫県豊岡土木事務所まちづくり建築課 (TEL 0796-26-3756) までお問い合わせください。							
	2 上水道、下水道については、豊岡市上佐野に在る豊岡市上下水道部事務所(水道課 TEL 0796-22-5377 下水道課 TEL 0796-22-1802) までお問い合わせ下さい。							
	3 当該敷地南西側に関西電力、NTT等の本柱などがあります。(関西電力他との貸借契約書有り)							
	4 地盤調査、埋設物調査及び土壤汚染調査は実施しておりません。また、今後も県では地盤調査、埋設物調査及び土壤汚染調査は実施しない他、同調査(費用も含む)の請求も応じられません。仮に地中埋設物等が発見され、土地利用に支障が生じた場合であっても、県では埋設等の撤去、撤去費用の請求及び損害賠償請求等には応じられません。現状有姿での売却であり、県は、土地等その他一切の契約不適合責任を負いません。物件の状況や法令上の規制等については、必ず入札参加者ご自身において、調査確認を行ってください。							
	5 当該敷地及び建物内の残置物は、全て現況のままで引き渡します。県はこれらの点検、修繕、取壟し、移設、撤去、関係者との交渉・調整、費用負担等は行いません。							
	6 最低売却価格は、地上建物等の建物撤去相当額を考慮して設定しています。							

案 内 図



明 細 図



物 件 調 書

【建物】登記あり

所 在	豊岡市日高町鶴岡字大塚414番地3	
家 屋 番 号	(A棟) 414番地3の1	(B棟) 414番地3の2
種 類	共同住宅	共同住宅
構 造	鉄筋コンクリート造鉄骨 メッキ鋼板葺2階建	鉄筋コンクリート造鉄骨 メッキ鋼板葺2階建
床面積 (延面積)	1階：102.73 2階：100.09	1階：51.36 2階：50.04
建 築 時 期	昭和49年10月11日	
閉 鎖 時 期	令和2年3月	
工 作 物	自転車置場、囲障等	
参 考 事 項	<p>1 建物、付帯設備及び工作物は、老朽化に伴う損傷等により現状のままでは使用できないものと考えています。このため、建物内の各供給施設（電気、上下水道）の使用の可否については、未調査により不明です。建物及び付帯設備、工作物等を使用する場合において、必要となる修繕や整備、安全性の確保については、落札者の負担と責任において行ってください。</p> <p>2 現状有姿での売却であり、県は、建物及び付帯設備、工作物に関する瑕疵担保責任は一切負いません。</p> <p>3 建物については日高教職員住宅として使用されており、居住者は令和2年3月に退去しています。</p> <p>4 4号室・6号室で床の経年劣化による沈みを確認しております。なお、他の部屋においても沈み等がある可能性があります。</p> <p>5 当該住宅のアスベストについて、令和6年7月に東棟・西棟の屋外外壁(仕上塗材)のアスベストは検出されませんでした。 なお、他の場所については調査しておらず、例えば内部の部位（浴室・居室の天井その他）などにはアスベストが存在する可能性がありますが引渡しは現状有姿で行いますので、アスベストが存在する場合は、買主の費用負担と責任において、諸法規等を遵守し解体又は改築等を行ってください。</p> <p>6 耐震診断については、診断記録が存在せず、耐震性能については不明です。</p>	

物件番号 16

① 全体図(西方より)



② 全体図(東方より)



③ 全体図 (北東方より)



台所



居間



風呂



便所



床の経年劣化



西側 自転車置場



物件番号 16

兵庫県立日高高等学校長 森垣 泰宏 様

No.300071529

2024年7月30日

兵庫県計量証明書登録証第 濟77号
作業環境測定機器登録第45号
株式会社 環境テック
兵庫県高砂市元井町甲4丁目2番1号
TEL 079-443-6510 FAX 079-443-6510

分析結果を下記の通り報告します。

件名	日高教職員公舎Bにおけるアスベスト調査
----	---------------------

(略)

※添付資料：「石綿障害予防規則 第3条第2項、5項に基づく事前調査等におけるアスペスト分析結果報告書（証明書）」

物 件 調 書

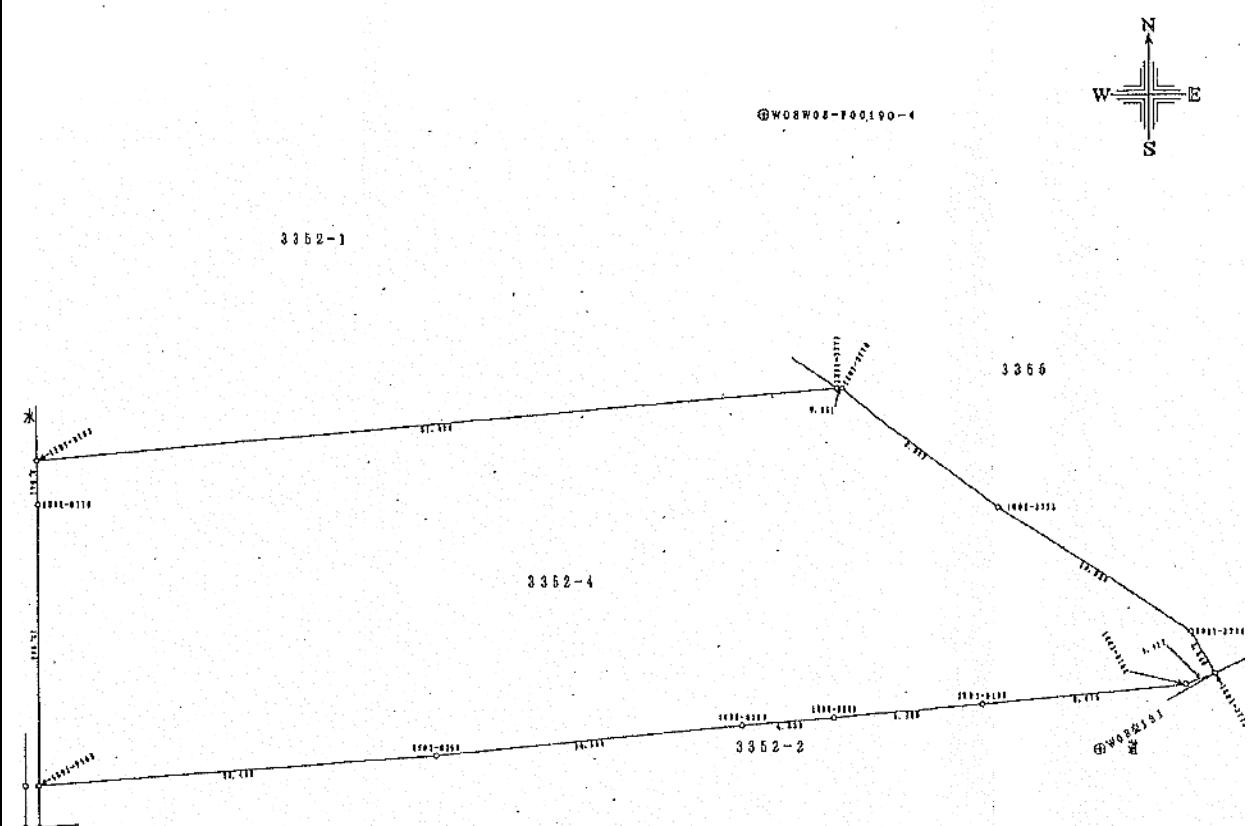
【土地】

所 在 地 (住居表示)	丹波市柏原町柏原字三味ノ下3352番4							
実 测 面 積	703.43m ²	地目		宅地	形状	ほぼ台形		
公 簿 面 積	703.43m ²							
最 低 売 却 價 格	2,930,000							
接 面 道 路 の 幅 員 及 び 構 造	西側：市道 南多田10号線 幅員約6m（歩道を含む） 蘆装有り 段差無し（丹波市道路マップ） 南側：私道及び丹波市所有 幅員約5m 蘆装有り 段差無し 段差0~0.6m（丹波市道路マップ） 西側道路は建築基準法42条1項1号道路（幅員4m以上の公道） 南側道路は建築基準法42条1項5号道路（位置指定道路）							
法 令 規 制	都市計画区域 建ぺい率 高 度 地 区 文化財保護法 その他の規制	非線引都市計画区域 60% — — ・「宅地造成等工事規制区域」（盛土規制法） ・「兵庫県緑豊かな地域環境の形成に関する条例（緑条例）」 ・「兵庫県景観の形成等に関する条例に関する条例（景観条例）」 ・「丹波市開発指導要綱」	用 途 地 域 容 積 率 防 火 地 域 — —	地 域 率 — —	用 途 無 指 定 200% — —			
私 道 の 負 担 等 に 関 す る 事 項	負 担 の 有 無	無	負 担 の 内 容	—	—			
最寄りの交通機関 (現地からの直線距離)	鉄道 バス	J R 福知山線「柏原」駅 神姫バス「柏原下町」バス停	南へ 南西へ	約 1. 0km 約 3 0 0 m	直線距離 直線距離			
公 共 施 設 (現地からの直線距離)	丹波市役所（本庁舎） 丹波市役所（春日庁舎） 丹波市役所（柏原支所） 小学校 市立崇広小学校 中学校 市立柏原中学校		北西へ 北東へ 南へ 南へ 北へ	約 6. 0km 約 4. 3km 約 8 0 0 m 約 1. 0km 約 3 0 0 m				
供給施設の整備状況	電 気 有	上 水 道 有	下 水 道 有	都 市 ガ 斯 有	都 市 ガ 斯 無 (プロパンガス)			
	有.....敷地内に管等が引き込まれている場合 可.....前面道路まで、もしくはその地域に引き込まれている場合 無.....その地域で供給されていない場合							
	既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引き込みを要する場合、 <u>兵庫県では補修や引き込み工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問い合わせのうえ、各自で対応してください。</u> (※P11 9 (7)参照)							
参 考 事 項	1 都市計画、開発許可、建築確認、景観等については、丹波市都市住宅課（TEL 0795-74-2364）及び兵庫県丹波土木事務所まちづくり建築課（TEL 0795-73-3860）までお問い合わせください。 2 上水道、下水道に関しては、丹波市上下水道お客様センター（春日庁舎 TEL 0795-88-5107）までお問い合わせください。 3 地盤調査、埋設物調査及び土壤汚染調査は実施しておりません。また、今後も県では地盤調査、埋設物調査及び土壤汚染調査は実施しない他、同調査（費用も含む）の請求も応じられません。仮に地中埋設物等が発見され、土地利用に支障が生じた場合であっても、県では埋設等の撤去、撤去費用の請求及び損害賠償請求等には応じられません。現状有姿での売却であり、県は、土地等その他一切の契約不適合責任を負いません。物件の状況や法令上の規制等については、必ず入札参加者ご自身において、調査確認を行ってください。 4 当該敷地及び建物内の残置物は、全て現況のままで引き渡します。県はこれらの点検、修繕、取壊し、移設、撤去、関係者との交渉・調整、費用負担等は行いません。 5 最低売却価格は、地上建物等の建物撤去相当額を考慮して設定しています。							

案 内 図



明細圖



物 件 調 書

【建物】登記あり

所 在	丹波市柏原町柏原字三味ノ下 3352番地4	
家 屋 番 号	3352番4	
種 類	寄宿舎	
構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根 2階建	
床面積（延面積）	1階：149.32m ²	2階：149.32m ²
建 築 時 期	昭和46年11月25日	
閉 鎮 時 期	令和5年1月	
工 作 物	自転車置場、囲障、排水設備等	
参考事項	1 建物、付帯設備及び工作物は、老朽化に伴う損傷等により現状のままで使用できないものと考えています。このため、建物内の各供給施設（電気、上下水道）の使用の可否については、未調査により不明です。建物及び付帯設備、工作物等を使用する場合において、必要となる修繕や整備、安全性の確保については、落札者の負担と責任において行ってください。	
	2 現状有姿での売却であり、県は、建物及び付帯設備、工作物に関する瑕疵担保責任は一切負いません。	
	3 建物については柏原待機宿舎として使用されており、居住者は令和5年1月に退去しています。	
	4 建設当初の図面によると、地中杭が確認されました。	
	5 現在、使用されていない下水浄化槽が敷地内に存置しています。	
	6 当該宿舎のアスベストについて、令和5年8月にアスベスト調査を実施。宿舎棟外壁吹付材にアスベストが検出され、また、屋内住居の天井を調査し、こちらもアスベストが検出されました。ただし、他の場所については調査しておらず、例えば内部の別の部位などにはアスベストが存在する可能性がありますが引渡しは現状有姿で行いますので、アスベストが存在する場合は、買主の費用負担と責任において、諸法規等を遵守し解体又は改築等を行ってください。	
	7 平成16年度～平成17年度に行われた思われる耐震診断（一次）結果一覧表によるとEランク（兵庫県耐震判定基準より）となっており、耐震性能は無く補強が必要です。	

物件番号 17

① 全体図(南西方より)



② 全体図(北西方より)



③ 全体図 (南東方より)



台所



廊下



居室



便所



風呂



東側プロパン室



東側 自転車置場



物件番号 17

兵庫県警察本部 御中

No.300066840-2

2023年9月6日

兵庫県計量証明書登録証第 77号
作業環境測定機関登録第 45号
株式会社  テック
兵庫県高砂市川井井ノ原底1丁目2番1号
TEL 079-443-6510 FAX 079-443-6510

分析結果を下記の通り報告します。

件名	玉津待機宿舎ほか2施設アスベスト調査
----	--------------------

(略)

〈柏原待機宿舎〉

※添付資料:「石綿障害予防規則 第3条第2項に基づく事前調査におけるアスベスト分析結果報告書(証明書)」

物 件 調 書

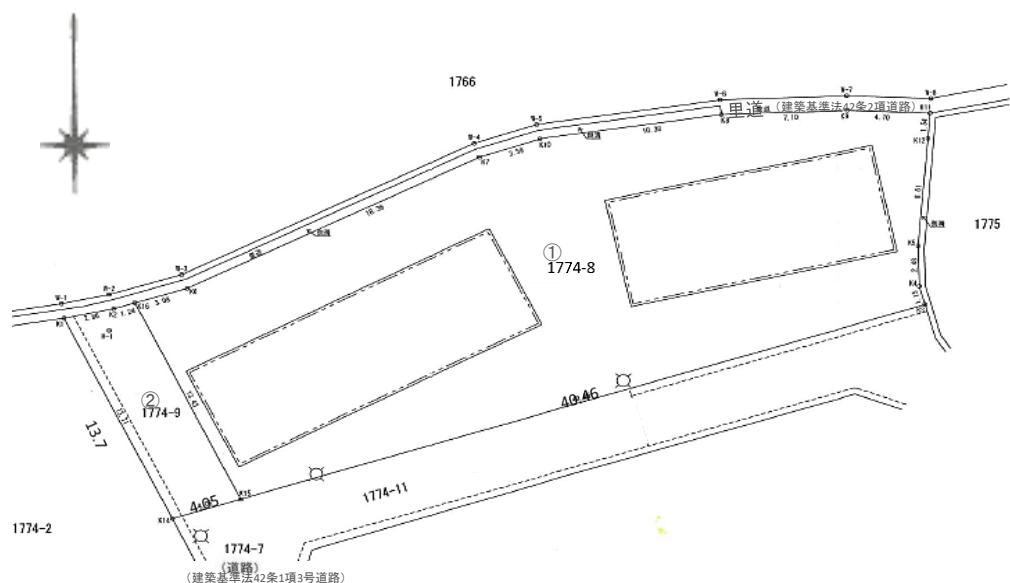
【土地】

所 在 地	①淡路市生穂字川尻1774番8 ② " 1774番9								
実 測 面 積	683.65m ² (①629.50+②54.15)			地 目	宅 地	形 状	ほぼ長方形		
公 簿 面 積	683.65m ² (①629.50+②54.15)								
最 低 売 却 価 格	2,000,000								
接 面 道 路 の	南側 私道 幅員約 4m 補装 有り 高低差 なし 西側 私道(本敷地内②) 幅員約 4m 補装 有り 高低差 なし 北側 里道 幅員約 0.9m 補装 無し 高低差 なし								
幅 員 及 び 構 造	※南側及び西側道路は建築基準法42条1項3号道路(昭和25年当時から在る4m以上の道)、北側道路は建築基準法42条2項道路(昭和25年当時から在る4m未満の道)								
法 令 規 制	都市計画区域	淡路都市計画区域(非線引き)			用 途 地 域	無 指 定			
	指 定 建 べ い 率	70%			指 定 容 積 率	200%			
	高 度 地 区	—			防 火 地 域	—			
	文 化 財 保 護 法	「周知の埋蔵文化財包蔵地」の範囲外							
其 他 の 規 制	「宅地造成工事規制区域」(盛土規制法)、「淡路市開発指導要綱」、「兵庫県緑豊かな地域環境の形成に関する条例」、「高潮・風水害浸水想定区域0.5~3.0m」(淡路市ハザードマップ)、「津波浸水想定区域0.5~3.0m」(兵庫県ハザードマップ)、セットバック(北側道路の道路中心線から2m)								
私 道 の 負 担 等 に 関 す る 事 項	負 担 の 有 無	有	負 担 の 内 容	対象不動産の一部(所有地②)私道					
最寄りの交通機関	鉄道	—							
(現地からの直線距離)	バス	淡路市生活観光バス 生穂バス停		南 西 へ	約	2 0 0 m			
公 共 施 設	淡路市役所			南 西 へ	約	1. 5 k m			
	津名東小学校			北 西 へ	約	7 0 0 m			
(現地からの直線距離)	津名中学校			南 西 へ	約	1. 8 k m			
供給施設の整備状況	電 気	有	上 水 道	有	下 水 道	有	都 市 ガ ス		
	有……敷地内に管等が引き込まれている場合 可……前面道路まで、もしくはその地域に引き込まれている場合 無……その地域で供給されていない場合								
	既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引き込みを要する場合、兵庫県では補修や引き込み工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問い合わせのうえ、各自で対応してください。 (※P11 9 (7) 参照)								
参 考 事 項	1 都市計画、開発許可、建築確認、景観等に関しては、淡路市都市計画課 (TEL 0799-64-2533) 及び兵庫県洲本土木事務所まちづくり建築課 (TEL 0799-26-3248) までお問い合わせ下さい。								
	2 上水道に関しては、「淡路広域水道企業団」淡路市サービスセンター (TEL 0799-74-0092)、下水道に関しては、淡路市下水道課 (TEL 0799-64-2514) にお問い合わせ下さい。								
	3 当該敷地南側に関西電力、NTT、オプテージ、等の本柱などがあります。(関西電力他との貸借契約書有り)								
	4 地盤調査、埋設物調査及び土壤汚染調査は実施しておりません。また、今後も県では地盤調査、埋設物調査及び土壤汚染調査を実施しない他、同調査(費用も含む)の請求も応じられません。仮に地中埋設物等が発見され、土地利用に支障が生じた場合であっても、県では埋設物等の撤去、撤去費用の請求及び損害賠償請求等には応じられません。現状有姿での売却であり、県は、土地等その他一切の契約不適合責任を負いません。物件の状況や法令上の規制等については、必ず入札参加者ご自身において、調査確認を行って下さい。								
	5 当該敷地内の残置物は、全て現況のままで引き渡します。県はこれらの点検、修繕、取り壊し、移設、撤去、関係者との交渉・調整、費用負担等は行いません。								
	6 最低売却価格は、土地の更地価格から建物及び工作物等の解体撤去費相当額を控除した価格としています。								

案 内 図



明 細 図



物 件 調 書

【建物】登記あり

所 在	淡路市 生穂 字川尻 1774番地8	
家 屋 番 号	(西側の棟) 1774番8	(東側の棟) 1774番8 符号1
種 類	居宅	居宅
構 造	鉄筋コンクリート造 陸屋根 2階建	鉄筋コンクリート造 陸屋根 2階建
床面積 (延面積)	計 248.02m ² 1階 124.01m ² 2階 124.01m ²	計 198.42m ² 1階 99.21m ² 2階 99.21m ²
建 築 時 期	昭和49年10月22日新築	
閉 鎖 時 期	令和4年8月	
参考事項	<p>1 建物及び付帯設備等は、老朽化に伴う損傷等により現状のままで使用できないものと考えています。このため、建物内の各供給施設（電気、上下水道、ガス）の配管の使用可否については、未調査により不明です。建物及び付帯設備等を使用する場合において、必要となる修繕や整備、安全性の確保については、落札者の負担と責任において行ってください。</p> <p>2 現状有姿での売却であり、県は、建物及び付帯設備等に関する欠陥についての責任は一切負いません。</p> <p>3 建物内や敷地内に残置物がありますが、落札者において処分してください。</p> <p>4 アスベストについては、令和6年11月にアスベスト調査(外壁のみ)を実施。屋外外壁仕上げ材・下地調整材 からはアスベストは検出されませんでした。但し、他の場所については調査しておらず、例えば居室内部の部位(浴室・居室の天井その他)などにはアスベストが存在する可能性があります。 なお、引き渡しは現状有姿で行いますので、買主の費用負担において諸法規等を遵守し解体または改築等を行ってください。</p> <p>5 平成15年度に行われた「耐震診断(1次)」によるとA～B判定(兵庫県耐震判定基準)となっており、耐震性は機能確保されていると思われます。</p>	

(全景)



和室(2F)



洗面・風呂

階段 ※一部破損あり



便所

和室(2F)※一部雨漏りあり



台所



(配置図)



物件番号 18

アスベスト調査結果

兵庫県立津名高等学校長様

No.300072214

2024年11月27日

兵庫県計量炉心生産業計証第濃77号
作業環境測定機関登録番号45号
株式会社 田中環境テック
兵庫県高砂市篠井町新浜丁目2番1号
TEL 079-443-6509 FAX 079-443-6510

分析結果を下記の通り報告します。

(略)

添付資料「石綿障害予防規則 第3条第2項、5項に基づく事前調査等におけるアスベスト分析結果報告書(証明書)」

物 件 調 書

【土地】

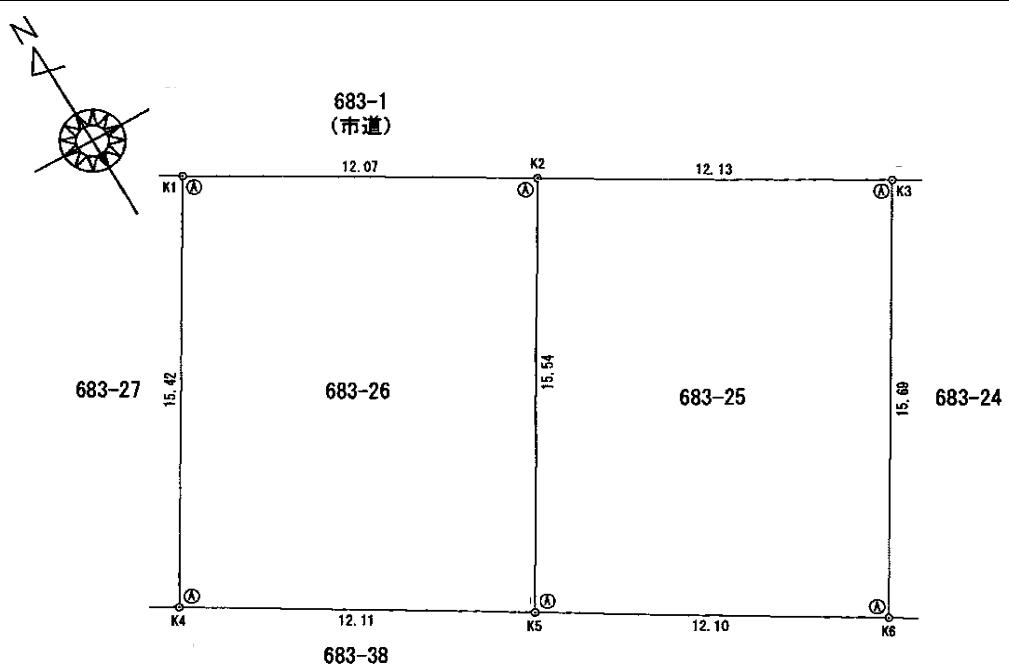
所 在 地	①南あわじ市広田広田字成福寺原683番25 ② " 683番26															
実 測 面 積	376.69m ² (①189.34+②187.35)		地目	宅地	形状	長方形										
公 簿 面 積	376.69m ² (①189.34+②187.35)															
最 低 売 却 価 格	非公表															
接 面 道 路 の 幅 員 及 び 構 造	北側 市道 広田111号線 幅員約6m 補装有り 高低差無し															
法 令 規 制	都市計画区域	非線引き都市計画区域		用途地域	—											
	指定建ぺい率	70%		指定容積率	200%											
	高度地区	—		防火地域	—											
	文化財保護法	「周知の埋蔵文化財包蔵地」有り														
	その他の規制	宅地造成等工事規制区域（宅地造成及び特定盛り土等規制法）、兵庫県景観の形成等に関する条例（景観条例）、兵庫県緑豊かな地域環境の形成に関する条例（緑条例）														
私 道 の 負 担 等 に 関 す る 事 項	負 担 の 有 無	—	負 担 の 内 容	—												
最寄りの交通機関 (現地からの直線距離)	鉄道	—														
	バス	らん・らんバス北循環線 淡路学園前 南東へ 約 300m														
公 共 施 設 (現地からの直線距離)	南あわじ市役所			南西へ	約 6.3km											
	兵庫県立淡路三原高等学校			南西へ	約 7.2km											
	南あわじ市・洲本市組合立広田中学校			南東へ	約 900m											
	南あわじ市・洲本市組合立広田小学校			南東へ	約 850m											
供給施設の整備状況	電 気	有	上 水 道	有	下 水 道	有	都市ガス 無(プロパン)									
	有……敷地内に管等が引き込まれている場合 可……前面道路まで、もしくはその地域に引き込まれている場合 無……その地域で供給されていない場合															
	既存の埋設管等の補修や新たに敷地内への引き込みを要する場合、兵庫県では補修や引き込み工事等の実施、これらに必要な費用の負担、供給処理施設への負担金の支出等は一切行いませんので、建築関係機関及び供給処理施設の管理者等にお問い合わせのうえ、各自で対応してください。 (※P11 9 (7) 参照)															
参 考 事 項	1 都市計画、開発行為、建築確認、景観等に関しては、南あわじ市担当部局（都市政策課TEL0799-43-5227、兵庫県洲本土木事務所まちづくり建築課TEL0799-26-3248）までお問い合わせ下さい。															
	2 上水道に関しては、淡路広域水道企業団南あわじ市サービスセンター（TEL0799-43-5245）に、下水道に関しては、南あわじ市下水道課（TEL0799-43-5228）にお問い合わせ下さい。															
	3 埋蔵文化財については、南あわじ市埋蔵文化財調査事務所（TEL0799-42-3849）までお問い合わせください。															
	4 683番25敷地の北東隅、683番26敷地の北西隅の道路と接する場所に、関西電力本柱がそれぞれ一部設置されています（賃貸借契約有り）。															
	5 地盤調査、埋設物調査及び土壤汚染調査は実施しておりません。また、今後も県では地盤調査、埋設物調査及び土壤汚染調査を実施しない他、同調査（費用も含む）の請求も応じられません。仮に地中埋設物等が発見され、土地利用に支障が生じた場合であっても、県では埋設物等の撤去、撤去費用の請求及び損害賠償請求等には応じられません。現状有姿での売却であり、県は、土地等その他一切の契約不適合責任を負いません。物件の状況や法令上の規制等については、必ず入札参加者ご自身において、調査確認を行って下さい。															
	6 当該敷地内の残置物は、全て現況のままで引き渡します。県はこれらの点検、修繕、取り壊し、移設、撤去、関係者との交渉・調整、費用負担等は行いません。															
	7 最低売却価格は、土地の更地価格から建物及び工作物等の解体撤去費相当額を控除した価格としています。															

物件番号 19

案 内 図



明 細 図



物 件 調 書

【建物】登記あり

所 在	南あわじ市広田広田字成福寺原683番地25	南あわじ市広田広田字成福寺原683番地26
家 屋 番 号	683番25	683番26
種 類	居宅	
構 造	木造スレートぶき2階建	
床面積（延面積）	86.66 m ²	86.66 m ²
建 築 時 期	平成7年11月22日新築	
閉 鎖 時 期	令和3年3月31日閉鎖	平成22年3月31日閉鎖
参考事項	<p>1 建物及び付帯設備等は、老朽化に伴う損傷等により現状のままでは使用できないものと考えています。このため、建物内の各供給施設（電気、上下水道、ガス）の配管の使用可否については、未調査により不明です。建物及び付帯設備等を使用する場合において、必要となる修繕や整備、安全性の確保については、落札者の負担と責任において行ってください。</p> <p>2 現状有姿での売却であり、県は、建物及び付帯設備等に関する欠陥についての責任は一切負いません。</p> <p>3 建物内や敷地内に残置物がありますが、落札者において処分してください。</p> <p>4 アスベストについては、令和6年10月にアスベスト調査（台所天井、外壁、外壁基礎）を実施、外壁基礎部分の薄塗塗材からアスベストを検出しています。なお、他の場所については調査しておらず、例えば居室内部の壁部位などにもアスベストが存在する可能性があります。 なお、引き渡しは現状有姿で行いますので、買主の費用負担において諸法規等を遵守し解体または改築等を行ってください。</p> <p>5 耐震診断については、診断記録が存在せず、耐震性能は不明です。</p>	



①和室



②台所



③洋間



④便所



⑤洗面



⑥浴室



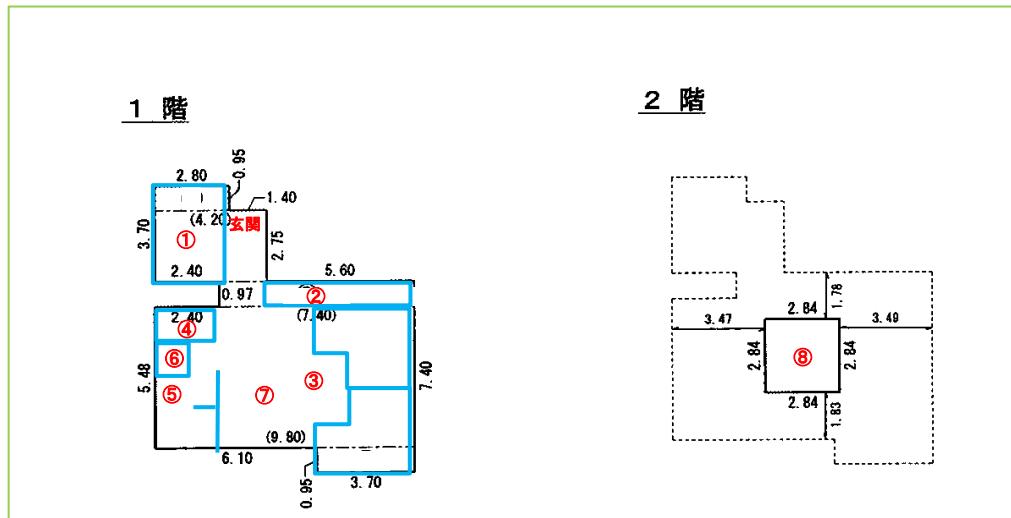
⑦2階梯子



⑧2階



(配置図)





①台所



②洋間



③洋室



④和室



⑤便所



⑥洗面



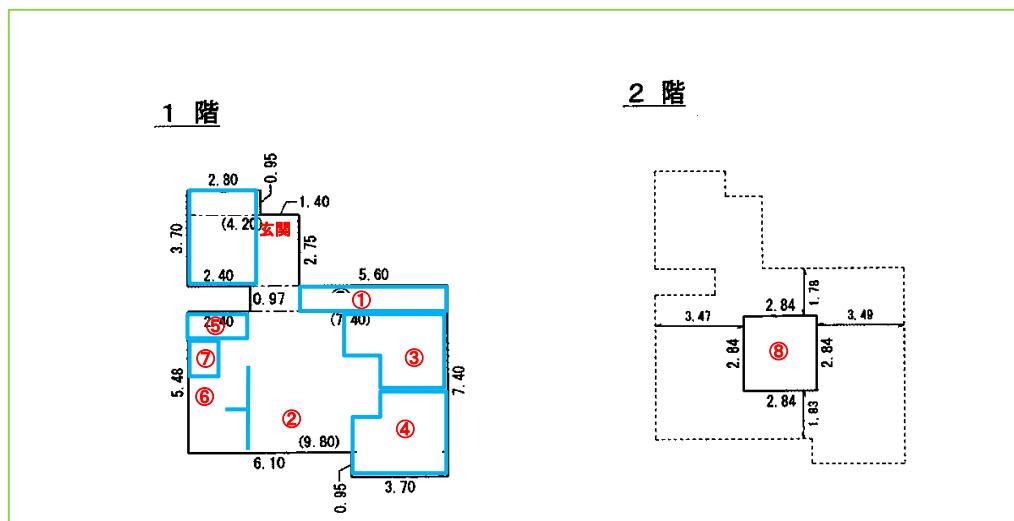
⑦浴室



⑧2階



(配置図)



アスベスト調査結果

試料採取報告書

(略)

建 物 名 元成相・北富士ダム公舎

住 所 南あわじ市広田広田 683-25. 26

採取年月日 2024 年 10 月 26 日

建築物の種類 S 造 ・ RC 造 ・ SRC 造 ・ 木造 ・ その他

分析対象試料の概要

試料 No.	採取年月日	採取場所 (棟)	部位	建材等の種類と名称	試料の形状・材質	試料の大きさ
1	10/26	1 階 台所	天井	岩綿吸音板	板状	10 cm ³
2	10/26	1 階 台所	天井	捨貼 PB	塊状	10 cm ³
3	10/26	1 階 外部	外壁基礎	薄塗塗材	塊状	10 cm ³
4	10/26	1 階 外部	外壁	サイディングボード	塊状	20 cm ³

備考

外壁基礎部分の薄塗塗材に石綿含有しています。